

佐 賀 県 公 報
平成19年3月30日号外5号

佐賀県の財政状況 (平成18年度上半期)

目 次

I	平成17年度決算の状況	2
1	一般会計	2
	(1) 決算規模	2
	(2) 決算収支	5
	(3) 歳 入	7
	(4) 歳 出	17
	① 目的別	17
	② 性質別	64
2	特別会計	66
II	平成18年度補正予算	69
1	一般会計	69
2	特別会計	70
III	予算の執行状況	71
IV	県民負担の状況	74
V	県債及び一時借入金の状況	76
VI	財産の状況	79
VII	地方公営企業の業務の状況	85
1	東部工業用水道事業	85
	(1) 平成17年度決算概要	85
	(2) 平成18年度上半期概要	90
2	県立病院好生館事業	93
	(1) 平成17年度決算概要	93
	(2) 平成18年度上半期概要	104
付	表	107

ま え が き

この「財政状況」は、県民の皆様に佐賀県の財政がどのように運営され、どのような状況にあるのかを広く知っていただくために毎年2回公表しているものです。

今回は、平成17年度決算及び平成18年度上半期の補正予算（6月補正予算9月補正予算）、予算の執行状況などについて、その概要を公表します。

平成17年度の我が国経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は緩やかな回復を続け、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間中心の緩やかな回復が続くとされています。

また、平成17年度の本県の経済状況は、個人消費が弱い動きとなっており、雇用情勢は改善の動きにやや足踏みが見られます。しかしながら、生産活動は一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続き、企業収益も増収増益の見込みとなっており、県内経済は、緩やかな持ち直しの動きが続いています。

このような中、平成17年度の県政運営に当たっては、県を取り巻く社会経済情勢の変化や逼迫する財政状況の中、財政の直面する多くの課題に対応し、佐賀県が将来にわたって豊かさを高め、健全性を維持していくため、総合計画に掲げられた5つの発展の基本方向、

- 一、のびやかに育つ人
- 一、安心できる生活
- 一、さかんになる交流
- 一、はつらつとした産業
- 一、暮らしを支える県土

の具体化へ向けて、各種施策を実施するとともに、県民の満足度が日本一となるよう、重点的かつ集中的に取り組むべき項目を定めた「重点実施項目」の着実な推進に努めてきたところであります。

その中でも、特に、

- ① 新たな産業用地の整備等による企業誘致の推進に加え、新産業の創出を図るとともに、新分野の開拓を促進し、「経済活性化と雇用創出」

の取組みを強化すること。

- ② 定住の促進に向けて、福祉・医療サービスの向上、暮らしの安全の確保、健康的な食生活、美しい景観など「生活環境の向上」を図ること。
- ③ 佐賀県産品の流通促進、観光施策の推進、全国水準を意識した情報発信を行うなど、県として存在感を高める「佐賀県ブランドの構築」を図ること。
- ④ 地球温暖化問題など、複雑、多岐にわたる環境問題に取り組むとともに、全国に先駆けた新エネルギーや循環型社会に取り組む「環境先進県づくり」を進めること。
- ⑤ 学校、家庭、地域が一体となって豊かなふるさとの自然を教材としながら、ともに学びあい、生涯を通じて学び続けることのできる「人づくり」の佐賀県を目指すこと。

を中心に、戦略的な施策の展開を図ってきたところであります。

その結果、平成17年度の決算規模は、一般会計で歳入総額約4,315億64百万円、歳出総額約4,265億7百万円となり、形式収支約50億57百万円、このうち事業の繰越に伴い翌年度へ繰り越すべき財源約21億47百万円を差し引いた実質収支は、29億10百万円の黒字となっております。

さて、最近の我が国経済をみると、企業収益が改善し設備投資が増加しており、また雇用情勢は厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、個人消費も緩やかに増加するなど、企業部門と家計部門がともに改善し、景気は回復しております。一方、県内においては、雇用情勢は全体としておおむね横ばいとなっておりますが、生産活動は一部にやや弱い動きが続いているものの、持ち直しの動きが見られ、県内経済は、緩やかに回復しています。

また、国においては、構造改革の推進に向けた、税制や歳出の主要分野の見直しを目的とした「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を昨年7月に閣議決定し、「新たな挑戦への10年へ」と題し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済が立ち向かう3つの挑戦として、「新たな成長の芽を確実に開花させること」、「人口減少・少子高齢化の負荷、巨額の政府借金の返済を克服すること」、「国民生活や都市と地方間での不均衡の問題を克服すること」を掲げ、成長力・競争力を強化する取組みや、財政

健全化への取組み、さらには、安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現を図っていくこととされています。

一方、県財政においては、数次にわたる経済対策等の実施により県債残高が増嵩していることに加え、今後税収の大幅な増加が見込まれない中、公債費が高い水準で推移し、財源不足が続くことが予想されるなど極めて厳しい状況にあります。

このため、これまで以上に財政健全化の取組みを進める必要があることから、財源調整用の基金を枯渇させることなく、平成20年度までに収支均衡の予算編成が可能となることを目指して、平成16年10月に策定した行財政改革緊急プログラムの着実な実行が喫緊の課題となっております。

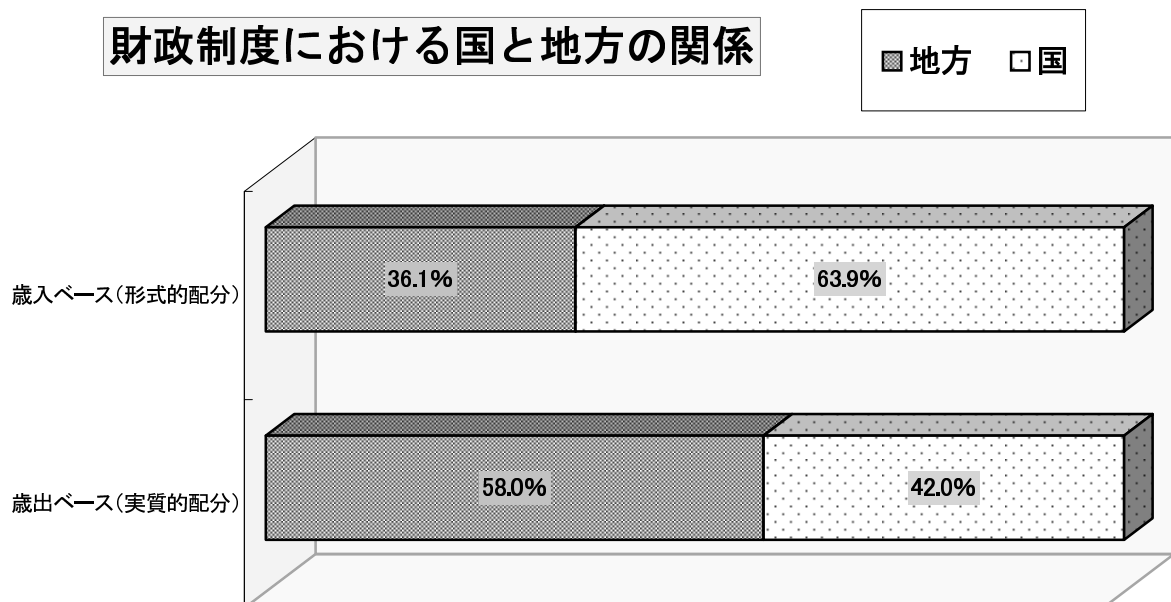
このような厳しい中であっても、県民の視点に立って、真に県民が必要としているものに、よりの確に、より迅速に対応するため、各本部における判断と責任において積極的に行政経営を行うことにより、「オープン」「現場」「県民協働」をキーワードとする県政運営の最終目標である「県民満足度の向上」に向け努力してまいり所存であります。

以下、平成17年度決算及び平成18年度上半期の補正予算、予算の執行状況などについて説明しますが、県民の皆様におかれましては、本県の財政状況を御理解いただきますとともに、県政に対する積極的なご助言と御協力を賜りますようお願いいたします。

財政制度における国と地方の関係について

財政制度における国と地方の関係については、平成17年度を例にとると下図のとおりで、歳入ベース（形式的配分）でみると国63.9%に対し地方36.1%となっていますが、歳出ベース（実質的配分）でみると国42.0%に対し地方58.0%となっています。

この歳入ベースと歳出ベースとの差は、地方から国への直轄事業負担金などがある一方で、国から地方に対する地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税、国庫支出金等があるためです。



※歳入ベース（形式的配分）における歳入内訳

地方 36.1%（内訳 地方税 26.5%、地方債 9.6%）

国 63.9%（内訳 国 税 37.0%、国 債 26.9%）

I 平成17年度決算の状況

1 一般会計

平成17年度の財政運営に当たっては、厳しい財政状況の下で、歳入面においては県税、地方交付税等の一般財源の確保、地方債発行の縮減に努めるとともに、歳出面においては財源の重点的配分と事業の重点化、経費の効率化に努めました。

(1) 決算規模

平成17年度一般会計の決算は、

歳入 4,315億6,398万円（前年度4,478億7,920万円）

歳出 4,265億 698万円（前年度4,425億9,224万円）

であり、前年度に比して、

歳入 163億1,522万円（伸び率 △3.6%）

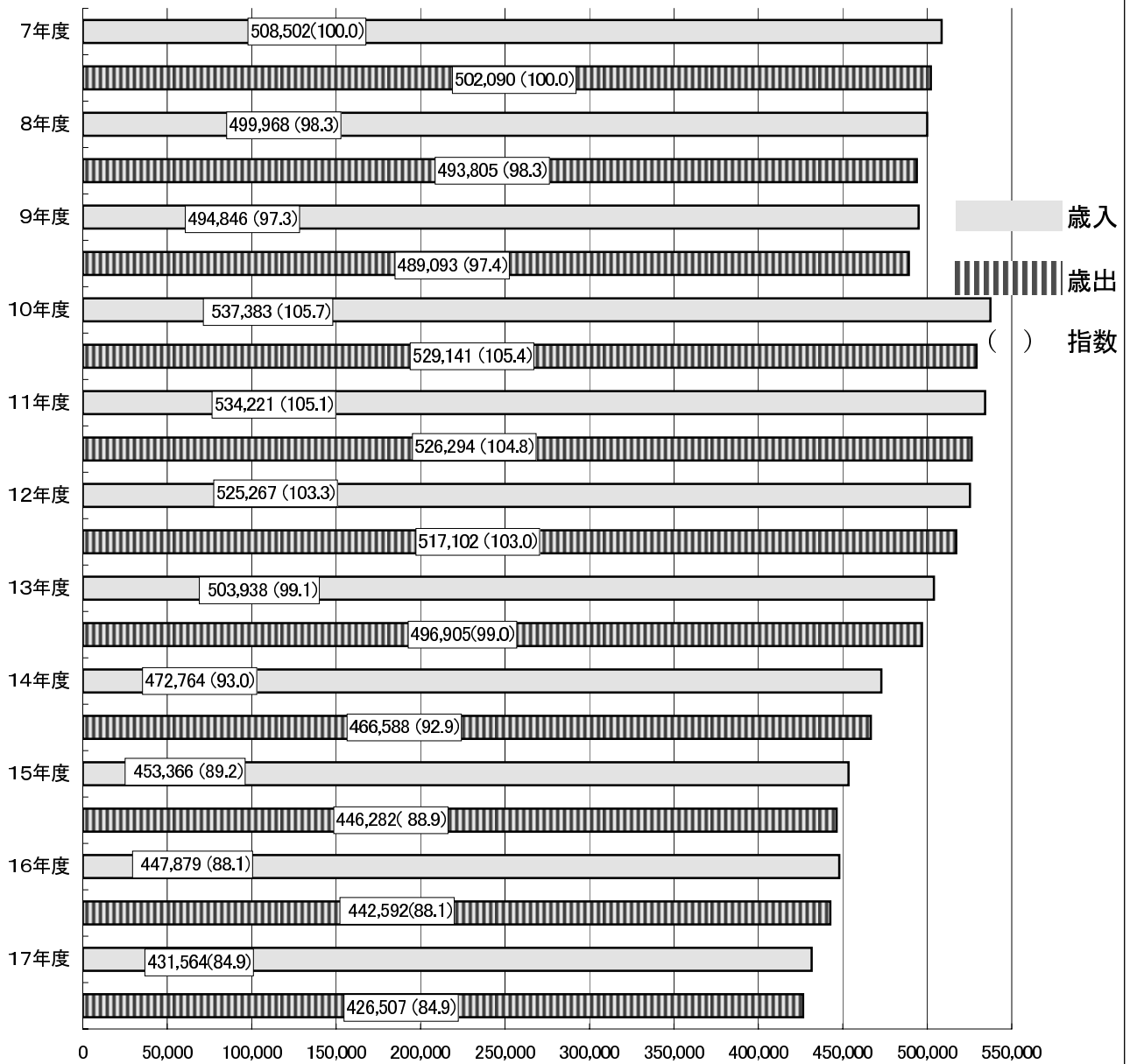
歳出 160億8,526万円（伸び率 △3.6%）

それぞれ減少しました。

平成7年度以降の決算規模の推移は、第1図及び第2図のとおりです。

第1図 決算規模の推移

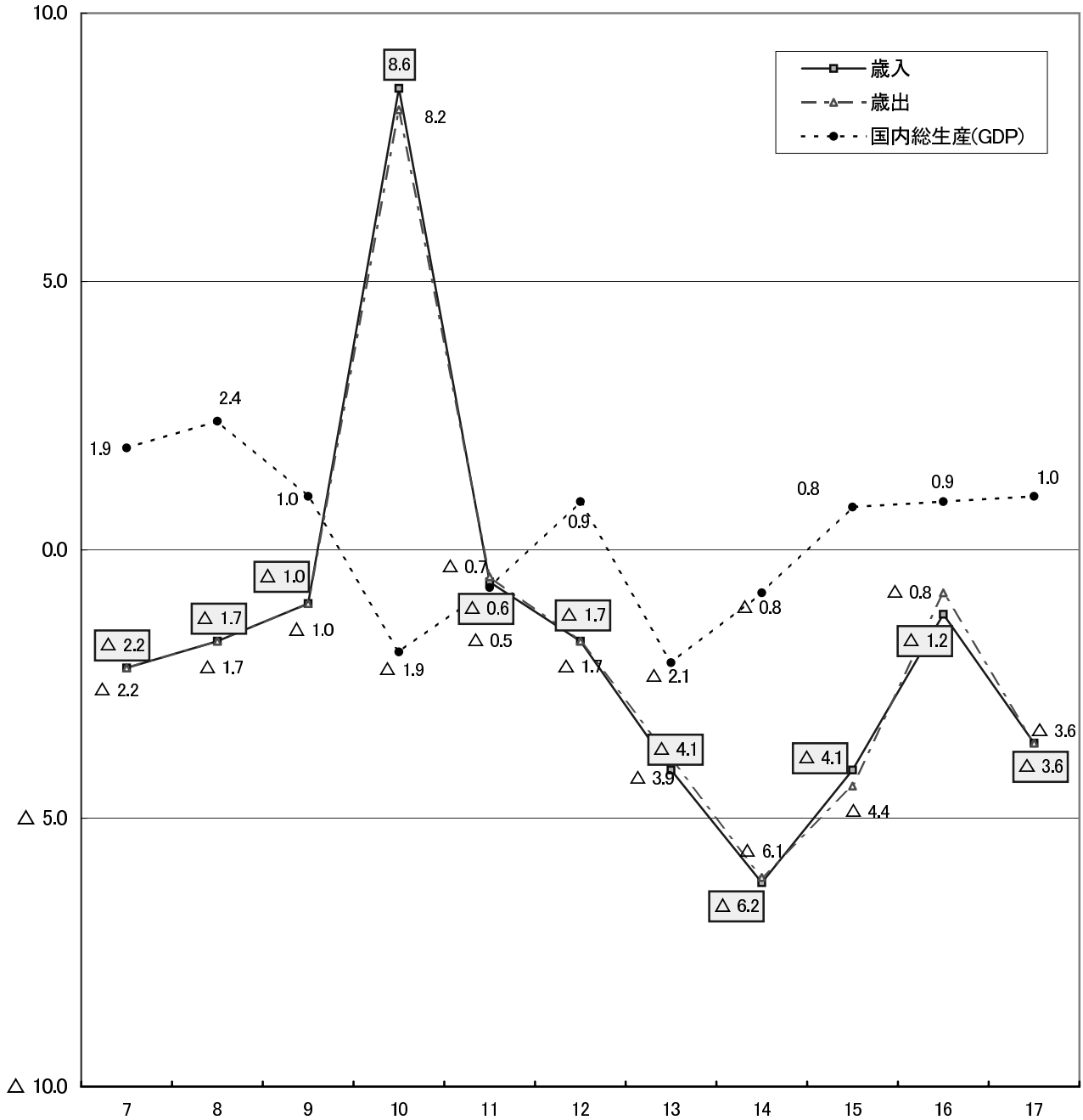
(単位：百万円、%)



第2図

国内総生産(GDP)(名目)と決算規模(佐賀県一般会計)の増減率の推移(対前年度比率)

伸び率%



(注)国内総生産(GDP)(名目)は、「平成14年度国民経済計算確報(93SNA)」(内閣府経済社会総合研究所)の数値を用いている。

(2) 決算収支

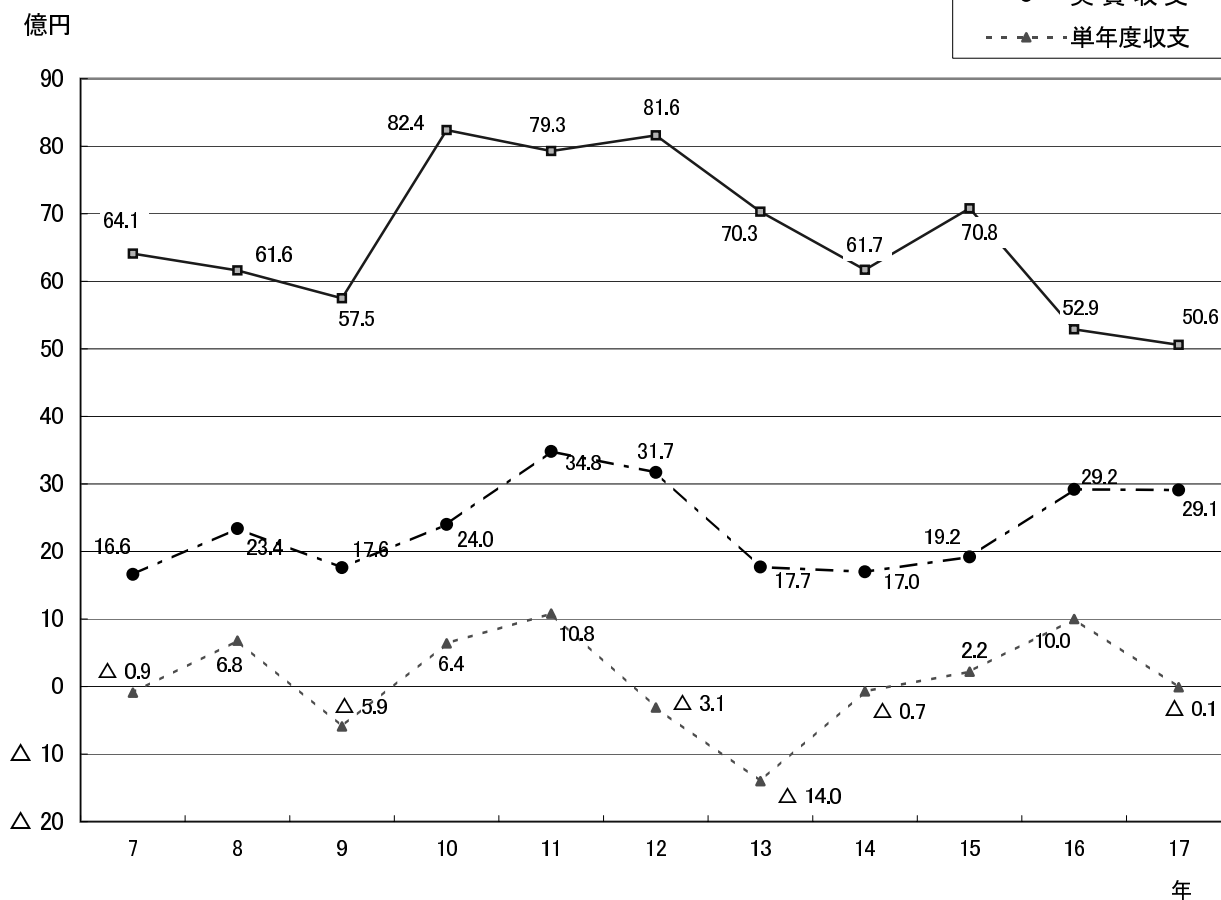
平成17年度形式収支額（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）は、50億5,700万円であり、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額等）を差し引いた実質収支額は、29億1,013万円となっています。

また、平成17年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、823万円の赤字となっています。

平成17年度歳入決算額	4,315億6,398万円
平成17年度歳出決算額	4,265億 698万円
形式収支額	50億5,700万円
翌年度へ繰り越すべき財源	21億4,687万円
実質収支額	29億1,013万円
平成16年度実質収支額	29億1,836万円
単年度収支額	△823万円

なお、平成7年度以降の決算収支の推移は、第3図及び第1表のとおりです。

第3図 決算収支の推移



第1表 決算収支の推移

(単位：千円)

年 度	形 式 収 支	実 質 収 支	単 年 度 収 支
7	6,412,327	1,661,145	△ 91,321
8	6,163,313	2,345,492	684,347
9	5,752,230	1,757,739	△ 587,753
10	8,242,199	2,396,204	638,465
11	7,927,829	3,478,944	1,082,740
12	8,164,290	3,170,559	△ 308,384
13	7,033,117	1,767,967	△ 1,402,593
14	6,175,340	1,697,753	△ 70,214
15	7,083,848	1,918,928	221,175
16	5,286,959	2,918,357	999,429
17	5,057,003	2,910,133	△ 8,224

(3) 歳入

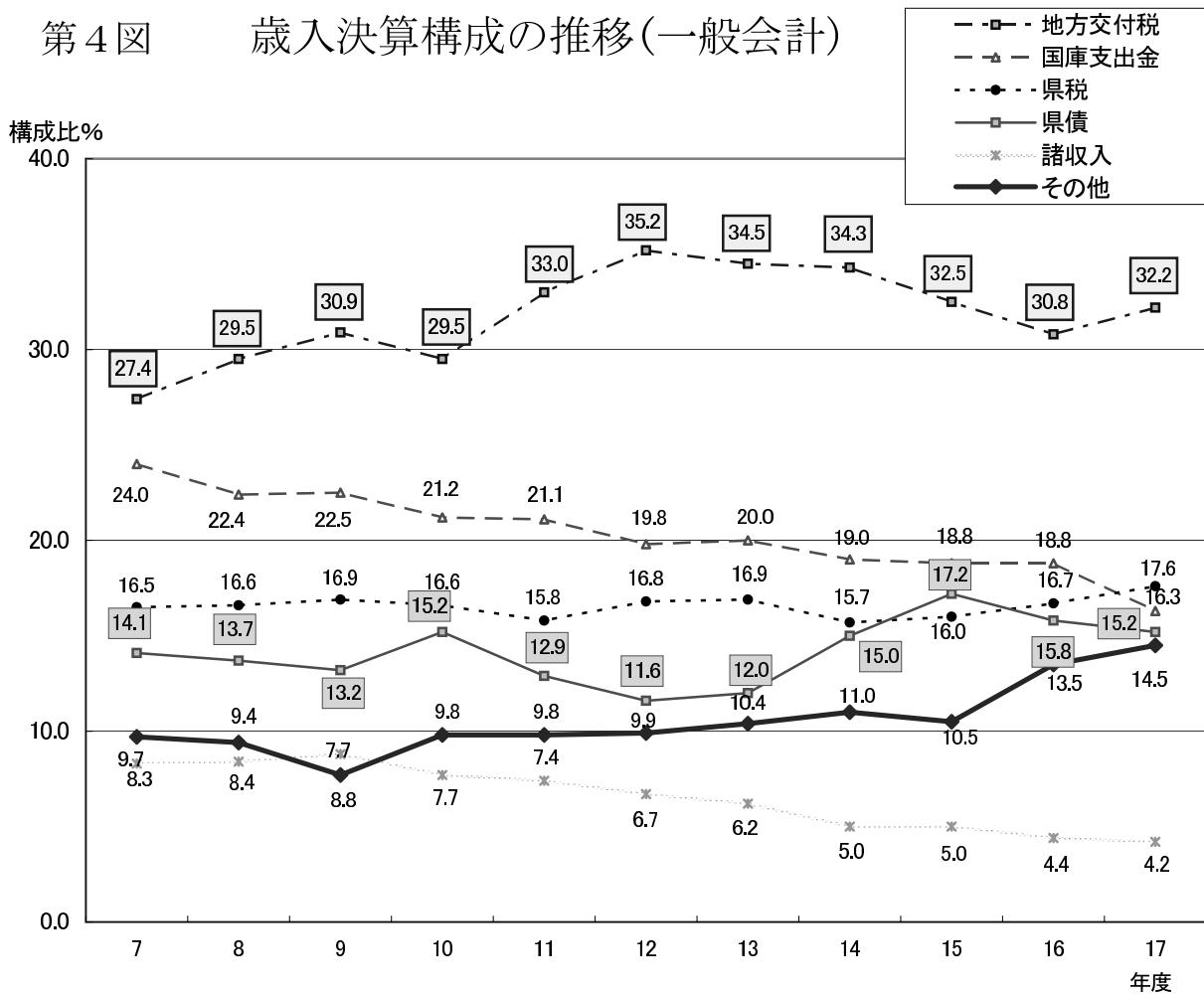
① 総額

決算額は、4,315億6,398万円であり、前年度4,478億7,920万円に比べ、163億1,522万円減少(伸び率△3.6%)しています。

これは主として、地方交付税の減や国庫補助金の減、国の経済対策の規模の減、地方財政計画の財源不足額の縮小に伴う臨時財政対策債の減などによるものです。

決算の状況は、付表1及び付表3のとおりであり、決算の推移(歳入決算構成比)は、第4図のとおりです。

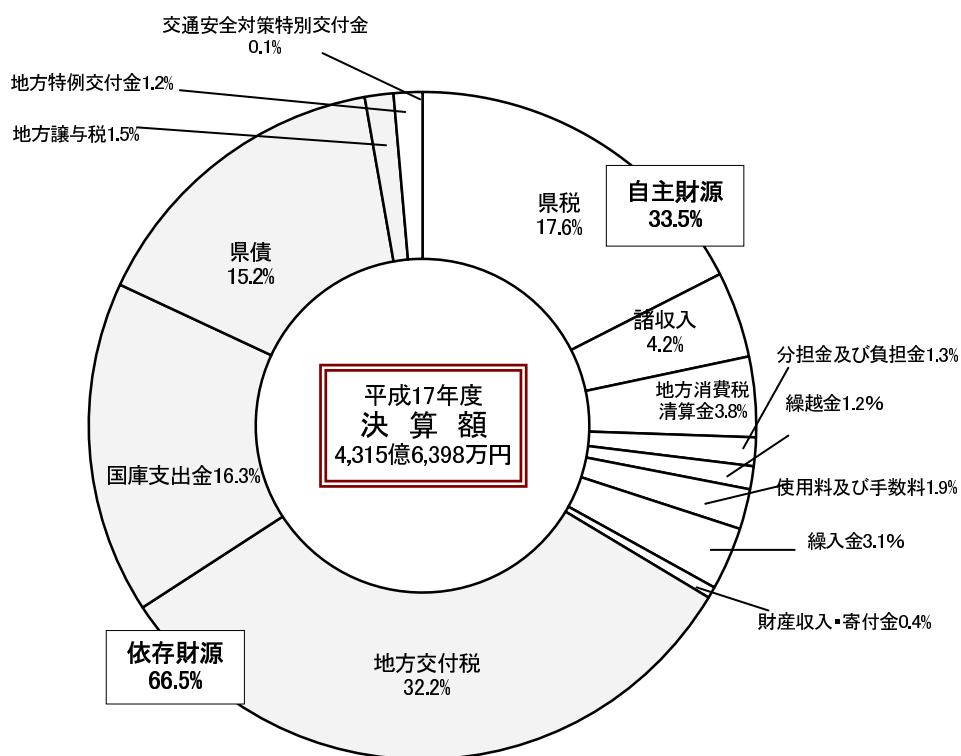
第4図 歳入決算構成の推移(一般会計)



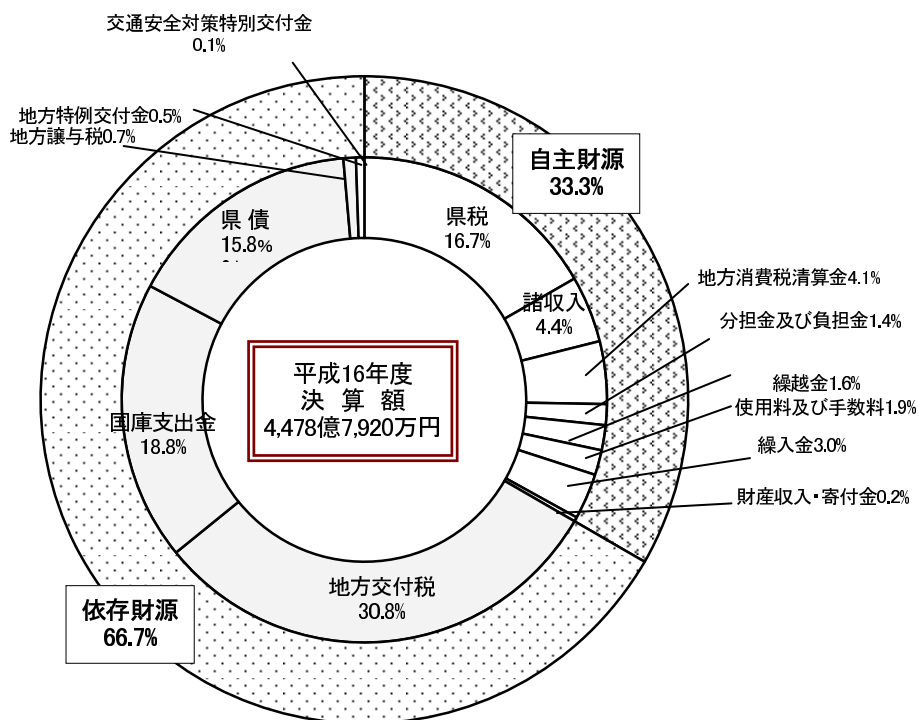
また、歳入総額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源の総額は1,447億9,648万円(構成比33.5%)、依存財源の総額は2,867億6,751万円(構成比66.5%)であり、その内訳は、第5図及び第2表のとおりです。

第 5 図

歳入構成比



(参考)



第 2 表

自主財源と依存財源の内訳

(単位：千円・%)

区 分		17年 度		16年 度		比 較	
		決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A - B	A / B
自 主 財 源	県 税	76,145,907	17.6	74,691,160	16.7	1,454,747	101.9
	地方消費税清算金	16,564,845	3.8	18,268,802	4.1	△1,703,957	90.7
	分担金及び負担金	5,705,658	1.3	6,075,984	1.4	△370,326	93.9
	使用料及び手数料	8,055,721	1.9	8,288,676	1.9	△232,955	97.2
	財 産 収 入	1,529,734	0.4	931,909	0.2	597,825	164.2
	寄 附 金	1,202	0.0	100,000	0.0	△98,798	1.2
	繰 入 金	13,589,071	3.1	13,262,113	3.0	326,958	102.5
	繰 越 金	5,286,960	1.2	7,083,848	1.6	△1,796,888	74.6
	諸 収 入	17,917,377	4.2	19,747,038	4.4	△1,829,661	90.7
計	144,796,475	33.5	148,449,530	33.3	△3,653,055	97.5	
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	6,464,867	1.5	3,349,935	0.7	3,114,932	193.0
	地方特例交付金	5,185,826	1.2	2,186,168	0.5	2,999,658	237.2
	地 方 交 付 税	138,989,689	32.2	138,377,218	30.8	612,471	100.4
	交通安全対策金	463,731	0.1	470,840	0.1	△7,109	98.5
	特別交付金						
	国庫支出金	70,257,974	16.3	84,275,505	18.8	△14,017,531	83.4
	県 債	65,405,418	15.2	70,770,000	15.8	△5,364,582	92.4
計	286,767,505	66.5	299,429,666	66.7	△12,662,161	95.8	
合 計		431,563,980	100.0	447,879,196	100.0	△16,315,216	96.4

ア 県 税

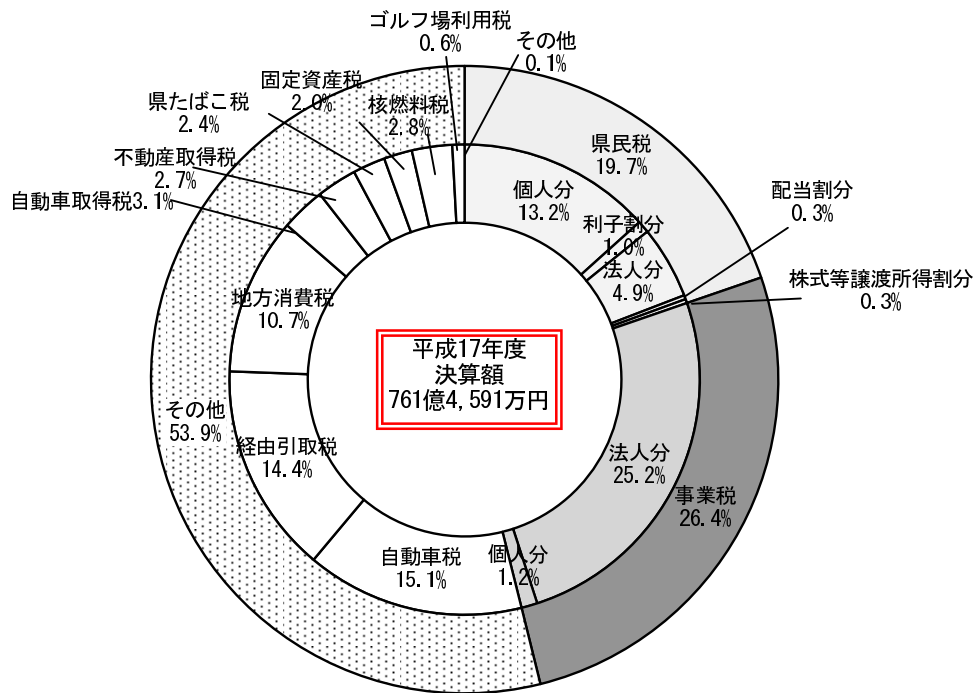
決算額は、761億4,591万円（構成比17.6%）であり、前年度に比べ14億5,475万円増加（伸び率1.9%）しています。

これは、景気回復に伴う事業税や核燃料棒挿入体数の増による核燃料棒挿入体数の増による核燃料税の増などによるものです。

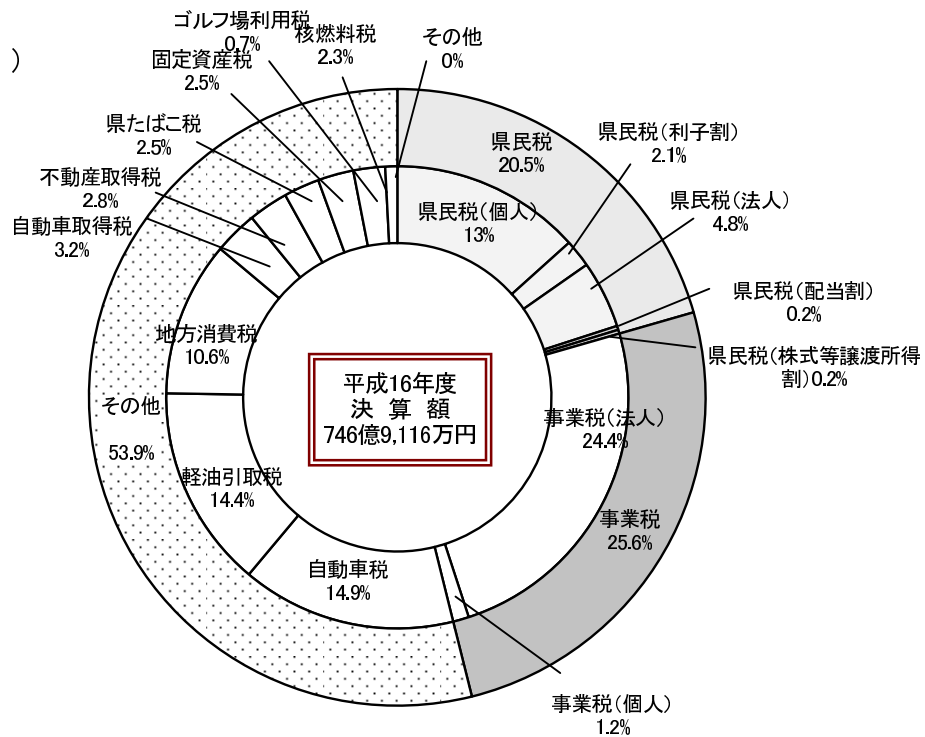
税目別決算は、第6図及び第3表のとおりです。

第 6 図

歳入（県税）構成比



(参考)



第 3 表

税目別決算の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A－B	A／B
1 県 民 税	15,027,473	19.7	15,304,973	20.5	△ 277,500	98.2
ア 個 人	10,033,709	13.2	9,856,412	13.2	177,297	101.8
イ 法 人	3,720,314	4.9	3,641,319	4.8	78,995	102.2
ウ 利 子 割	776,652	1.0	1,549,925	2.1	△ 773,273	50.1
エ 配 当 割	233,283	0.3	123,197	0.2	110,086	189.4
オ 株式等譲渡所得割	263,515	0.3	134,120	0.2	129,395	196.5
2 事 業 税	20,156,069	26.4	19,142,590	25.6	1,013,479	105.3
ア 個 人	894,921	1.2	869,247	1.2	25,674	103.0
イ 法 人	19,261,148	25.2	18,273,343	24.4	987,805	105.4
3 地 方 消 費 税	8,150,580	10.7	7,904,702	10.6	245,878	103.1
4 不 動 産 取 得 税	2,026,893	2.7	2,108,723	2.8	△ 81,830	96.1
5 県 た ば こ 税	1,835,835	2.4	1,877,654	2.5	△ 41,819	97.8
6 ゴルフ場利用税	463,022	0.6	516,537	0.7	△ 53,515	89.6
7 自 動 車 税	11,477,013	15.1	11,163,346	14.9	313,667	102.8
8 鉱 区 税	645	0.0	755	0.0	△ 110	85.4
9 固 定 資 産 税	1,501,850	2.0	1,892,996	2.5	△ 391,146	79.3
10 自 動 車 取 得 税	2,272,037	3.1	2,317,345	3.2	△ 45,308	98.0
11 軽 油 引 取 税	10,965,783	14.4	10,728,771	14.4	237,012	102.2
12 核 燃 料 税	2,150,594	2.8	1,705,254	2.3	445,340	126.1
13 産 業 廃 棄 物 税	90,528	0.1			90,528	皆増
14 狩 猟 税	26,521	0.0	26,769	0.0	△ 248	99.1
15 旧 法 に よ る 税	1,064	0.0	746	0.0	318	142.6
計	76,145,907	100.0	74,691,161	100.0	1,454,746	101.9

イ 地方譲与税

決算額は、64億6,487万円（構成比1.5%）であり、前年度に比べ 31億1,493万円増加（伸び率93.0%）しています。

これは税源移譲に伴う所得譲与税が増加したためです。

第 4 表 地方譲与税の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
所 得 譲 与 税	4,624,392	71.5	1,467,353	43.6	3,157,039	315.2
地 方 道 路 譲 与 税	1,691,068	26.1	1,727,103	51.4	△36,035	97.9
石 油 ガ ス 譲 与 税	141,145	2.2	149,558	4.5	△8,413	94.4
航 空 機 燃 料 譲 与 税	8,262	0.1	5,921	0.5	2,341	139.5
計	6,464,867	100.0	3,349,935	100.0	3,114,932	193.0

ウ 地方特例交付金

決算額は、51億8,583万円（構成比1.2%）であり、前年度に比べ 29億9,966万円増加（伸び率137.2%）しています。

地方特例交付金のうち減税補てん特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、平成11年度の地方財政対策において創設されたものです。

また、地方特例交付金のうち税源移譲予定特例交付金は、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、平成16年度及び平成17年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴い交付するものです。

エ 地方交付税

地方交付税は、所得税及び酒税の収入額の32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%、国たばこ税の収入額の25%に相当する額を総額として、個々の地方公共団体の財政需要に応じて交付されるもので、平成17年度の決算額は、1,389億8,969万円（構成比32.2%）であり、前年度に比べ6億1,247万円減少（伸び率0.4%）しています。

地方交付税のうち、普通交付税は 1,359億8,142万円で、前年度に比べ9億162万円増加（伸び率0.7%）し、特別交付税は 30億827万円で、前年度に比べ2億8,915万円減少（伸び率△8.8%）しています。

普通交付税が増加したのは、三位一体改革による一般財源化と税源移譲に伴い、基準財政需要額、基準財政収入額ともに増加したものの、基準財政需要額の減額項目である臨時財政対策債振替相当額が減となったためです。

第 5 表

地方交付税の各年度推移

区 分		年 度		12	13	14	15	16	17
地 方 交 付 税	都 道 府	普通交付税		11,567,654,858	10,882,117,402	10,639,451,350	9,817,795,425	9,116,574,440	9,049,190,966
		前年度比		105.9	94.1	97.8	92.3	92.9	99.3
	県 分	特別交付税		215,215,083	193,143,382	178,367,883	160,706,310	160,865,477	142,429,534
		計 A		11,782,869,941	11,075,260,784	10,817,819,233	9,978,501,735	9,277,439,917	9,191,620,500
		前年度比		105.8	94.0	97.7	92.2	93.0	99.1
		普通交付税		180,217,277	169,514,877	158,328,098	144,111,366	135,079,801	135,981,417
	本 県 分	前年度比		104.9	94.1	93.4	91.0	93.7	100.7
		特別交付税		4,600,374	4,175,498	3,852,252	3,546,292	3,297,417	3,008,272
		計 B		184,817,651	173,690,375	162,180,350	147,657,658	138,377,218	138,989,689
		指 数		100.0	94.0	87.8	79.9	74.9	75.2
前年度比			104.7	94.0	93.4	91.0	93.7	100.4	
国 税	所 得 税		18,788,905	17,806,512	14,812,226	13,914,607	14,670,497	15,585,913	
	法 人 税		11,747,194	10,257,790	9,523,437	10,115,194	11,443,691	13,273,567	
	酒 税		1,816,440	1,765,362	1,680,395	1,684,183	1,659,860	1,585,339	
	消 費 税		9,822,141	9,767,069	9,811,537	9,712,817	9,974,306	10,583,409	
	た ば こ 税		875,509	861,438	847,976	903,158	909,737	886,737	
	計		43,050,189	40,458,171	36,675,571	36,329,959	38,658,091	41,914,965	
交付税総額 C			21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,720	
C の指数			100.0	93.4	89.8	83.0	78.2	77.9	
都道府県交付分の中で 本県に交付される割合 B / A			1.569	1.568	1.499	1.480	1.492	1.512	
地方交付税総額の中で 本県に交付される割合 B / C			0.849	0.854	0.830	0.817	0.813	0.820	

※指数：H12年度を100とした場合の指標

オ 分担金及び負担金

決算額は、57億566万円（構成比1.3%）であり、その内訳は、第6表のとおりです。

分担金及び負担金は、県が行う一定の事業について特別の利害関係を有する者から、その事業の施行に要する経費の全部又は一部を受益の度合いに応じて負担してもらうものです。

減少した主な理由は、市町村からの建設事業負担金等の減少です。

第6表 分担金及び負担金の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17年 度		16年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
分 担 金	321,856	5.6	333,270	5.5	△11,414	96.6
負 担 金	5,383,802	94.4	5,742,714	94.5	△358,912	93.8
計	5,705,658	100.0	6,075,984	100.0	△370,326	93.9

カ 使用料及び手数料

決算額は、80億5,572万円（構成比1.9%）であり、その内訳は、第7表のとおりです。

使用料は、行政財産及び公の施設の使用又は利用の対価としてその使用者又は利用者から徴収する料金をいい、手数料は、特定の者のためにする事務に要する費用として徴収する料金をいいます。

減少した主な理由は、授業料収入等の減少です。

第7表 使用料及び手数料の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17年 度		16年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
使 用 料	6,387,644	79.3	6,523,007	78.7	△135,363	97.9
手 数 料	1,668,077	20.7	1,765,669	21.3	△97,592	94.5
計	8,055,721	100.0	8,288,676	100.0	△232,955	97.2

キ 国庫支出金

決算額は、702億5,797万円（構成比16.3%）であり、その内訳は、第8表のとおりです。

国庫支出金は、国が地方公共団体に対してその行政を行うために要する経費の財源に充てるため交付する支出金のことをいいます。性質別に分類すると、国の負担が義務付けられている国庫負担金、国が奨励助長を目的として交付する国庫補助金及び国の事務委託により支出される委託金に区分されます。

減少した主な理由は、国の経済対策の規模の減による公共事業等に係る国庫補助負担金の減などです。

第 8 表 国庫支出金の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
国 庫 負 担 金	44,383,347	63.1	52,630,858	62.4	△8,247,511	84.3
国 庫 補 助 金	23,212,295	33.1	29,320,246	34.8	△6,107,951	79.2
委 託 金	2,662,332	3.8	2,324,401	2.8	337,931	114.5
計	70,257,974	100.0	84,275,505	100.0	△14,017,531	83.4

ク 財産収入

決算額は、15億2,973万円（構成比0.4%）であり、その内訳は、第9表のとおりです。

増加した主な理由は、県営神野団地跡地売払収入等の増加などです。

第 9 表 財産収入の内訳

(単位：千円・%)

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
財 産 運 用 収 入	344,713	22.5	348,877	37.4	△4,164	98.8
財 産 売 払 収 入	1,185,021	77.5	583,032	62.6	601,989	203.3
計	1,529,734	100.0	931,909	100.0	597,825	164.2

ケ 県 債

決算額は、654億542万円（構成比15.2%）であり、その内訳は、第10表のとおりです。

減少した主な理由は、地方交付税の振替である臨時財政対策債の発行額が減少したことです。

第 10 表 県債の内訳

（単位：千円・%）

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
総 務 債	4,554,000	7.0	3,514,000	5.0	1,040,000	129.6
民 生 債	296,000	0.5	207,000	0.3	89,000	皆減
衛 生 債	290,556	0.4	43,000	0.1	247,556	皆減
農 林 水 産 業 債	5,887,000	9.0	6,138,000	8.7	△251,000	95.9
商 工 債	0	0.0	0	0.0	0	皆減
土 木 債	28,566,862	43.6	30,257,000	42.8	△1,690,138	94.4
警 察 債	58,000	0.1	102,000	0.1	△44,000	皆増
教 育 債	2,677,000	4.1	362,000	0.5	2,315,000	739.5
災 害 復 旧 債	53,000	0.1	72,000	0.1	△19,000	73.6
県民税等減税補てん債	1,062,000	1.6	1,633,000	2.3	△571,000	65.0
臨時財政対策債	21,961,000	33.6	28,442,000	40.2	△6,481,000	77.2
特定資金公共投資事業債	0	0.0	0	0.0	0	皆増
臨時税収補てん債	0	0.0	0	0.0	0	皆増
計	65,405,418	100.0	70,770,000	100.0	△5,364,582	92.4

コ その他の収入

決算額は、588億3,264万円（構成比13.2%）であり、その内訳は、地方消費税清算金165億6,485万円（構成比3.8%）、交通安全対策特別交付金4億6,373万円（構成比0.1%）、繰入金135億8,907万円（構成比3.1%）、繰越金52億8,696万円（構成比1.2%）、諸収入179億1,738万円（構成比4.2%）です。

なお、諸収入の内訳は、第11表のとおりです。

第 11 表 諸収入の内訳

（単位：千円・%）

区 分	17 年 度		16 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
延滞金加算金及び過料	170,145	0.9	149,903	0.8	20,242	113.5
県 預 金 利 子	17,953	0.1	12,797	0.1	5,156	140.3
貸付金元利収入	12,674,213	70.9	14,927,057	75.5	△2,252,844	84.9
受託事業収入	740,899	4.1	922,111	4.7	△181,212	80.3
収益事業収入	2,836,329	15.8	2,636,589	13.4	199,740	107.6
利子割精算金収入	1,598	0.0	3,262	0.0	△1,664	49.0
雑 入	1,476,240	8.2	1,095,319	5.5	380,921	134.8
計	17,917,377	100.0	19,747,038	100.0	△1,829,661	90.7

(4) 歳 出

決算額は、4,265億698万円であり、前年度4,425億9,224万円に比べ160億8,526万円減少（伸び率△3.6%）しています。

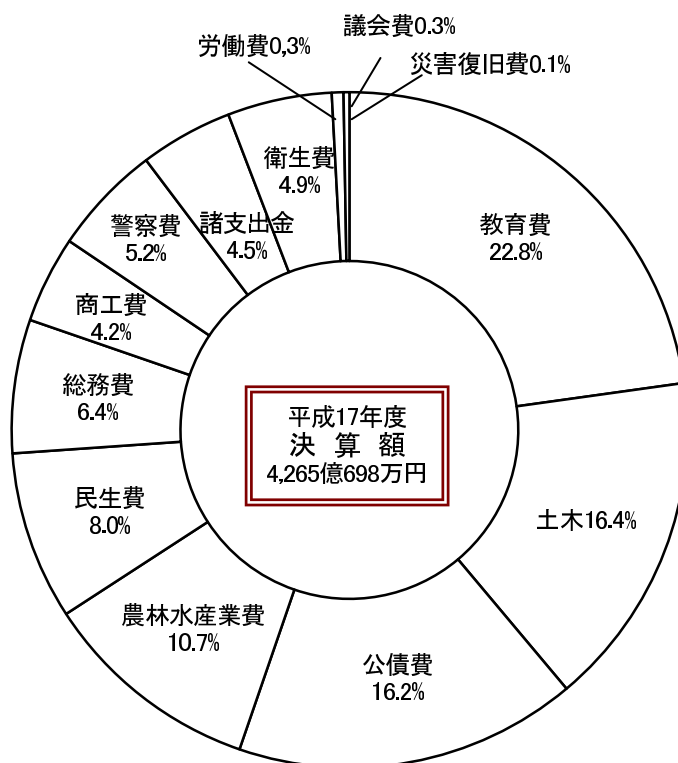
以下、この決算額を経費の支出目的によって区分した目的別と、経費の性質によって区分した性質別に分けて、その内容を説明します。

① 目的別

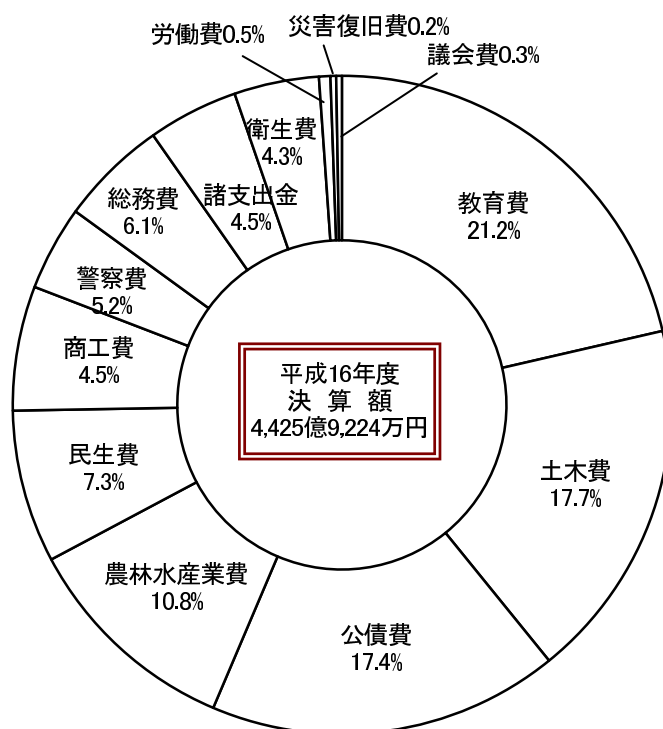
目的別に見た決算額の内訳は、付表1及び付表3のとおりであり、決算額の大きいものは、教育費972億5,590万円（構成比22.8%）、土木費698億5,451万円（構成比16.4%）、公債費689億9,161万円（構成比16.2%）、農林水産業費457億6,182万円（構成比10.7%）となっています。

第 7 図

歳出（目的別） 一般会計構成比



(参考)



＜1＞ 民 生 費

この経費は、県民の一定水準の生活を確保し、安定した文化的な社会生活を保障するため、生活困窮者などに対する扶助、自立更生のために必要な援助、社会福祉施設の設置・運営、地域福祉活動の推進、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉対策などに要する経費で、決算額は、343億3,041万円（構成比8.0%）であり、前年度に比べ21億160万円増加（伸び率6.5%）しています。

増加した主な理由は、国保財政調整交付金、保険基盤安定負担金の増加などです。

民生費の項目別の内訳は、第12表のとおりです。

第 12 表 民 生 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
社会福祉費	21,985,254	18,021,678	3,963,576	122.0
児童福祉費	9,364,848	10,263,562	△898,714	91.2
生活保護費	2,980,222	3,942,363	△962,141	75.6
災害救助費	82	1,204	△1,122	6.8
計	34,330,406	32,228,807	2,101,599	106.5

〔地域福祉の推進〕

少子・高齢化の進展や家庭機能の変化、ノーマライゼーション理念の浸透等により、県民の福祉ニーズは、多様化、複雑化、高度化しており、このような中で、誰もが住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して暮らすことができる社会づくり（地域福祉の推進）が重要な課題となっています。

このことから、平成16年3月に策定した「佐賀県地域福祉支援計画」に基づき、「共に支えあう地域づくり」を目指し、

- ① 地域福祉活動への住民参加の促進
- ② 利用者主体の福祉サービスの実現
- ③ 総合的な支援体制の確立
- ④ 生活関連分野との連携

を基本的な目標に掲げて、その実現に向けて次のような事業に積極的に取り組みました。

- 県民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが実施する各種事業の支援を行いました。さらに、公的サービスや民間による福祉サービス、地域住民によるサポートなど多様な活動がそれぞれ十分な連携を図って展開されるよう、様々な福祉サービスを地域住民やCSO（市民社会組織）等が協働し、支援していく地域福祉の拠点づくりに取り組みました。
- 福祉サービスを適切に利用できる環境づくりを推進するため、認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助等の取り組みや苦情解決制度にかかる体制整備の充実を図るとともに、施設等サービスについて、公正・中立な第三者機関が評価を行い、その結果により、サービスの質の向上や利用者選択に資する福祉サービス評価体制を整備しました。また、福祉人材の確保と資質の向上を図るため、福祉人材センター運営事業等に取り組みました。
- これまで実施してきた佐賀県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進とともに、障害者や高齢者をはじめ、誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に向け、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりなどの総合的なユニバーサルデザインの推進を図るため、平成18年3月に「佐賀県ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。
- 低所得者対策として、被保護世帯に対し生活扶助費等の支給（県措置分延べ10,236世帯）を行いました。

〔高齢者福祉対策〕

本県の平成17年における高齢化率は22.6%となっており、県民の5人に1人が65歳以上の高齢者です。

このような状況を踏まえ、平成15年4月に策定した「第2期さがゴールドプラン21（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」に基づき、明るく活力のある豊かな長寿社会を目指して、

- ①高齢者が元気に活躍する社会づくり
- ②高齢者の自立支援
- ③支えあう地域社会の形成

を基本的な目標に掲げて、その実現に向けて次のような事業に積極的に取り組みました。

○高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者が健康で生きがいを持って、様々な分野で社会参加できるよう、高齢者大学、さがねんりんピックなどの実施に対する支援や老人クラブの事業に対する支援を行いました。

○介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員の養成、介護支援専門員・訪問介護員等介護職員の資質の向上のための研修等を行いました。

また、介護サービス事業者の指定・指導を実施したほか、施設や事業者がサービス内容を自己評価し、公表することにより利用者が事業者を選べるようにするなどの取組みを行いました。

○介護サービス基盤の計画的整備の推進

「第2期さがゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者等の需要に応じたサービスを提供するため、介護サービス基盤の計画的な整備（特別養護老人ホーム新設1か所）を行うとともに、入所者の住環境の向上を図るため、施設の老朽化の程度や緊急性に応じた改築等の整備（養護老人ホーム改築1か所）を行いました。

○介護予防・生活支援の推進

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、また、できるだけ長く自立した生活が送れるよう、食の自立支援（配食サービス）や外食支援サービスなどの「介護予防・生活支援事業」を推進し、実施主体である市町村を積極的に支援しました。

また、地域における高齢者福祉の拠点となる在宅介護支援センターなどの運営を支援しました。

〔障害児・者福祉対策〕

障害児・者の在宅福祉対策としては、重度障害者に対する医療助成（対象者数17,214人）を行うとともに、在宅の障害児を養育している保護者に特別児童扶養手当（支給延べ人員14,613人）を、在宅の重度障害者に特別障害者手当等（支給延べ人員4,055人）をそれぞれ支給しました。

また、障害者の権利擁護、日常生活上の悩み等の相談に応じるため障害者110番を設置するとともに、複合的な需要を有する在宅障害者の生活を支援するため、障害者ケアマネジメント従事者研修事業を実施しました。

また、市町村が行う障害者施設入所者への支援費支給に要する経費の一部負担を行うとともに、在宅の障害者が利用するホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、グループホームへの支援費支給に要する経費の一部助成を行いました。

このほか、施設等で暮らす障害者が、自立した地域生活に円滑に移行できるよう地域生活移行円滑化事業（小規模グループホーム事業、グループホーム体験事業）を行いました。

さらに、雇用機会の少ない在宅の障害者の就労の場を確保し、自立と社会参加を促進するため、市町村が行う小規模通所授産施設（8か所）や小規模作業所（19か所）に対する運営費補助への助成や社会福祉法人が行う知的障害者福祉工場（1か所）に対する運営費の助成や知的障害者通所授産施設（新設1か所、増築1か所）の整備に対し助成を行うとともに、障害者生活支援事業及び職業能力開発促進事業を行いました。

また、自閉症者等に対する総合的支援を行うため、発達障害者支援センタ

一運営事業を行いました。さらに、基本的な生活行動を獲得する時期にある幼児に対し発達障害の早期発見とその後の適切な療育指導を行うため、自閉症等早期発見・早期療育体制整備事業を行いました。

また、障害児施設への入所措置（措置延べ人員6,118人）及び重症心身障害児通園事業（4か所）に対して費用負担を行いました。

〔ひとり親家庭福祉対策〕

ひとり親家庭福祉対策としては、母子家庭・寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、母子・寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当等の支給並びに、就業支援講習会を実施するとともに、新たに母子家庭の母の雇用の安定及び就業の促進を図るために、母子家庭自立支援給付金事業を実施しました。

また、母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等医療費助成（助成延べ件数141,331人）、日常生活支援事業、無料法律相談事業を行いました。

〔少子社会対策・児童福祉対策〕

少子化の進行に対応するため、平成17年3月に策定した佐賀県次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援施策を積極的に推進しました。

児童福祉の分野では、子育てと仕事の両立を支援するため、市町村が行う保育事業に要する経費の一部負担（入所延べ人員170,643人）を行うとともに、低年齢児等の保育の充実を行う保育所に対し助成を行いました。また、市町村が保育所において行う一時保育事業、地域子育て支援センター事業へ助成し、子育て家庭への支援体制の充実を図りました。

さらに、児童の健全育成を図るため、市町村が実施する放課後児童クラブの運営等に助成を行いました。

〔母子保健医療対策〕

母子保健対策としては、安心して子どもを産み育てるための支援として24時間通話可能な安心子育てベビーダイヤル、安心子育て応急ダイヤルのテレホンサービス及びインターネットサービスを実施しました。

また、各種の医療給付事業等により乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期治療の推進に努めるとともに、市町村における母子保健推進員活動や児童虐待防止活動に従事する母子保健指導者を対象に研修を行い、育児支援及び母子保健事業の充実を図りました。

さらに、全国に先駆けて開始した不妊治療費支援事業を継続して実施するとともに、佐賀中部保健所に設置している「不妊専門相談センター」にカウンセラーを配置して心の悩みに対応する他、各保健所においても一般的な不妊相談を実施するなど、不妊に悩む夫婦等に対する相談体制の充実を図りました。

〔その他〕

国民健康保険は、構造的に低所得者や老人を多く抱え、財政基盤が脆弱であることから、国民健康保険財政の安定化対策に取り組んでいるところです。

具体的には低所得者に対する国保税の軽減相当額等について、県が一定割合を負担する保険基盤安定負担金や、高額医療費共同事業負担金などに取り組むとともに、平成17年度からは、地域の実情に応じた財政調整を行うことにより、市町村国保財政の安定化を図るため、市町村に対し県財政調整交付金を交付しました。

〈2〉 衛 生 費

この経費は、県民が健康で明るい生活を営むための事業の実施に要する経費で、決算額は、211億76万円（構成比4.9%）であり、前年度に比べ22億3,153万円増加（伸び率11.8%）しています。

増加した主な理由は、廃棄物処理施設整備推進事業費貸付金の増加などです。

衛生費の項目別の内訳は、第13表のとおりです。

第 13 表

衛 生 費 の 内 訳

（単位：千円・%）

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
公衆衛生費	10,534,544	9,862,586	671,958	106.8
環境衛生費	5,599,099	3,889,700	1,709,399	143.9
保健所費	2,103,574	2,078,453	25,121	101.2
医薬費	2,863,545	3,038,491	△174,946	93.5
計	21,100,762	18,869,230	2,231,532	111.8

〔環境保全対策〕

公害を未然に防止し、住みよい環境を保全するため、大気、水質などの常時監視及び各種調査並びに工場・事業場など公害発生源の規制及び指導を行うとともに、緊急アスベスト対策として、民間建築物等のアスベスト除去に対する補助制度の創設、県有施設のアスベスト使用実態調査を行いました。

また、玄海原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境保全を図るため、九州電力との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」の適正な運用を図るとともに、発電所周辺地域の環境放射能監視を実施しました。

さらには、「都市計画道路」大川佐賀線及び多久佐賀線の環境影響評価手続きにおいて、環境影響評価審査会等を開催し、事業実施による環境への影

響ができる限り少なくなるよう環境保全の見地から知事意見を提出する等適切な運用に努めました。

なお、「佐賀県地球温暖化防止地域計画」の目標達成に向けては、「夏のエコスタイルキャンペーン」など省エネルギーを推進する事業の実施、「佐賀県地球温暖化防止活動推進センター」及び「佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議」等と連携した普及啓発や実践活動の支援等、地球温暖化防止対策を推進するための各種施策を実施しました。

このほか、環境を前提に行動できる人づくりを推進するため、幼児期における体系的な環境教育を導入する幼稚園や保育所を支援する「環境・はじめの一步事業」を実施しました。

〔保健医療の確保対策〕

県民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、佐賀県健康プランの推進のために、健康アクション佐賀21県民会議を開催し、関係機関・団体の連携強化を図るとともに企業等との協働推進事業、食育推進事業、たばこ対策を実施し、県民の健康づくりを推進しました。

また、5年毎の県民健康・栄養調査を実施し、計画期間半ばを経過した佐賀県健康プランの中間評価を行いました。

がん対策としては、がんによる死亡率が全国の高位にあるため、がんの予防から検診、調査研究等総合的ながん対策を推進しました。

肝疾患対策としては、前年度に実施した職域における肝炎ウイルス検診の導入状況実態調査の結果を受けて、職域における肝炎ウイルス検診の普及・啓発のためのポスターを作成・配布するとともに、職域への肝炎ウイルス検診導入促進策について具体的検討を行いました。

老人保健対策としては、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等に対する支援を推進しました。

歯科保健対策としては、「佐賀県歯科保健計画（ヘルシースマイル佐賀21）」の中間評価を行うとともに、8020（80歳になっても自分の歯を20本以上保つ）運動の普及に努めました。また、フッ素塗布、フッ素洗口によるむし歯予防事業を実施する市町村への財政的支援や障害・難病者等への歯科保

健事業を実施しました。

精神保健福祉対策としては、普及啓発、心の健康や社会復帰に関する相談、訪問指導、家族会の育成事業、グループホーム及び社会復帰施設に対する運営費の助成等による県民の心の健康づくりの推進及び精神障害者の社会復帰の推進を図りました。

感染症対策としては、ノロウイルス等の感染性胃腸炎の患者発生における迅速・適切な防疫措置の実施及びインフルエンザ流行時の県民への予防啓発を実施しました。

性感染症対策としては、エイズの夜間検査と併せて一部の保健所（佐賀中部・唐津・杵藤）では、検査結果の即日告知を実施し、検査希望者の利用の便を図りました。また、全国でも本県だけが実施している全ての高校1年生へのエイズ予防講演会を継続するとともに、各保健所で実施しているピアカウンセリング事業により、青少年に対する性教育の充実に努めました。

結核対策としては、事業所等への健康診断実施の普及啓発、私立学校への定期健康診断費用の補助を実施するなど、予防の推進に努めました。

難病対策としては、医療相談、訪問相談、患者家族会の育成等の事業並びに居宅生活支援事業を実施し、患者・家族等の生活の質の向上に努めました。

また、難病相談・支援センターの管理・運営をNPO法人に委託（指定管理者）して難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就業支援などを実施したほか、特定疾患治療研究事業による適切な医療の確保に努めました。

さらに、新たにアスベスト健康対策として、平成17年7月から各保健所において、アスベストに関する健康相談窓口を設置するとともに、相談員である各保健所職員等を対象に研修会を開催し、県民の健康不安の解消に努めました。

〔医療安全対策〕

安全で安心できる医療を確保するため、「医療安全支援センター」を設置・運営し、県民の相談・苦情の対応を行うとともに、相談事例の還元等を通じて、医療機関における安全対策の推進を図りました。

〔辺地・離島医療対策〕

辺地及び離島の医療を確保するため、医師及び看護師の派遣による巡回診療並びにへき地診療所の運営費及び設備整備費に対する助成並びに保健師の現地派遣指導等を実施したほか、へき地等に勤務する医師の養成のため、自治医科大学運営費の一部を負担しました。

〔救急医療対策〕

救急医療体制の充実のため、佐賀県救急医療協議会において、医療・搬送・行政機関が一体となって、体制の整備・充実に向けた協議・検討を行うとともに、県民への広報活動や人材育成のための研修事業等を行いました。

また、夜間、けがや急病になった地域住民に対し、救急告示医療機関が責任を持って対応する夜間救急外来診療体制の運営費を助成するとともに、これらの救急医療体制の円滑な運営のため、医療機関情報の関係者相互の共有や県民への提供を行う救急医療情報システムの運営について、佐賀県救急医療財団に委託しました。

さらに、久留米大学病院が運行するドクターヘリについて、佐賀・福岡両県による共同利用の体制を整備し、県内への出動件数に応じた負担を行うとともに、特に県民のニーズが高まっている小児救急医療については、夜間小児救急電話相談窓口の設置、内科医等に対する小児医療の研修など、医師及び患者の双方に対する事業の実施を通じて充実に努めました。

また、特に小児医療の体制整備を図る必要がある西部医療圏については、地域の中核となる公立病院の体制整備に対し支援を行いました。

〔災害医療対策〕

佐賀県救急医療協議会において、災害医療体制の充実のため、医療機関等を含めた関係者による協議・検討を行うとともに、佐賀県総合防災訓練及び原子力防災訓練の実施、人材育成のため災害医療及び被ばく医療に関する講習会開催、研修会への派遣を行いました。また、災害拠点病院の施設整備や被ばく医療に必要な薬剤や測定機器等の整備を行いました。

〔看護職員対策〕

看護職員の充足を図るため、ナースセンター事業として、未就業看護職員の就業の促進及び「看護の心」の普及啓発に努めるとともに、看護師等養成所の運営費及び病院内保育所の運営費に助成、看護学生等に修学資金の貸与を行いました。

また、国の「第六次看護職員需給見通し策定事業」の委託を受け、平成18年から平成22年までの佐賀県における看護職員需給見通し策定を行いました。

〔生活衛生対策〕

食品衛生対策としては、特に農薬及び添加物検査を強化するとともに腸管出血性大腸菌等による食中毒の予防のため、食品営業施設、集団給食施設の監視指導及び食品等の試験検査の実施並びに県民に対する啓発等に重点的に取り組むとともに、安心して安全な食肉を提供するため、牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査を実施しました。

水道については、水道事業者に対して水道施設の整備及び維持管理が適正かつ合理的に行われるよう指導しました。

環境衛生対策としては、生活衛生関係営業施設の監視指導及び生活衛生関係営業の指導助成を行うとともに、一般環境衛生、特定建築物の衛生管理及び墓地経営等に関する指導等を行いました。

さらに、動物管理事業としては、狂犬病予防法に基づき犬の捕獲抑留等を行うとともに、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間行事を行いました。

〔廃棄物対策〕

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進を図るため、各種施策を実施しました。

一般廃棄物については、県民、事業者に対するごみ減量化、リサイクルの意識の啓発を図るため、「廃棄物減量等推進員研修会」、「ごみ減量化事業所推進員研修会」を開催したほか、マイ・バッグ・キャンペーン等を実施しま

した。

産業廃棄物については、リサイクルの推進とリサイクル産業の育成を図るため、平成13年12月に創設した「佐賀県廃棄物リサイクル製品認定制度」により、県内の事業所が県内で排出される廃棄物を利用して製造加工したリサイクル製品について、認定委員会で安全性等を確認したうえで2製品（平成17年度末累計27製品）を認定するとともに、推進協議会や講習会を開催しました。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、警察官退職者による廃棄物機動監視員の配置、事業所への立入検査やパトロールを実施しました。

〔自然環境保全対策〕

優れた自然環境を維持している地域として県自然環境保全地域に指定している多良岳及び檜原湿原地域については、巡視道整備及び湿原の陸化等を防止する自然再生事業を県民やNPO等との協働で実施しました。

また、希少な動植物の保護対策として、減少傾向が著しい「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づく指定種については、自然保護監視員とともにその保護を図り、伊万里地区における市や市民団体などによるツルの越冬やハチガメの保護活動に対する支援を行うとともに、県の公共工事等による希少動植物への影響に配慮するため、工事の着手前に専門家とともに調査検討を行い、その保護対策に努めました。

このほか、地域の生態系の保全を図っていくため、条例に基づく移入規制種32種を指定しました。

自然公園施設の整備については、本県の良い景観の保全に努めながら、安全で快適な利用施設の整備を促進するため、肥前町満越の自然とふれあう体験・滞在型総合施設「満越ふれあい自然塾」のコテージなどの整備、北山国民休養地の駐車場の整備等多様化する利用者のニーズを反映した施設の整備を行い利便性の向上を図りました。

〈3〉 労 働 費

この経費は、労働者の福祉増進事業、職業能力開発事業、雇用促進事業等を行うとともに、労働委員会の運営のために要する経費で、決算額は10億9,579万円（構成比0.3%）であり、前年度に比べ9億1,610万円減少（伸び率△45.5%）しています。

減少した主な理由は、緊急雇用創出基金事業費補助の減少などです。

労働費の項目別の内訳は、第14表のとおりです。

第 14 表 労 働 費 の 内 訳 (単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
労 政 費	392,080	1,341,856	△949,776	29.2
職 業 訓 練 費	602,183	565,518	36,665	106.5
労働委員会費	101,523	104,510	△2,987	97.1
計	1,095,786	2,011,884	△916,098	54.5

〔中小企業労働対策〕

平成17年度の経済、雇用環境については、景気は一部に明るさが続いており、有効求人倍率も0.60倍台になったものの、全国との格差が広がっており、引き続き厳しい状況で推移しました。

一方、少子・高齢、人口減少社会の到来、女性の社会進出、産業や雇用における構造変化の中で、子育てや、地域社会とも関わりあえる、ゆとりと豊かさが実感できる生活や、健康で快適に働くことのできる職場環境が求められています。

また、中・長期的には出生率の低下などによる労働力不足が見込まれ、労働力の確保と定着が課題となっています。

このような中で、中小企業労働対策としては、広範な労働相談に対応する

ための巡回労働相談をはじめ労働情勢等の調査、労働時間短縮促進のため「ゆとりチャレンジ7 days」事業や仕事と家庭のハーモニー事業の実施、在宅就業の機会の活用を支援する「さがSOHOビジネスフェア」の開催、雇用・労働フォーラムや勤労者美術展の開催などにより、県内中小企業における労使関係の安定と労働者の福祉増進に努めました。

また、低利の勤労者福祉金融対策資金の貸付けにより、勤労者の生活の安定等に寄与しました。

さらに、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業により、健康増進事業や余暇活動事業などを推進し、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図りました。

〔雇用促進対策〕

雇用対策としては、唯一の県立職業能力開発施設である産業技術学院において職業に必要な知識と技能を持った実践的技能者（H17修了者177名）の養成、厳しい雇用失業情勢に対応した緊急職業訓練の実施、訓練に関する情報提供や相談援助の実施、障害者等の職場適応訓練（訓練人員延べ267人月）等を実施しました。また、若年者対策として、企業実習と一体化した職業訓練である佐賀県版デュアルシステム事業を実施するとともに、障害者向けに障害者能力開発事業に取り組む、障害者の自立に向けた能力開発を支援しました。

また、新規高卒未就職者の早期就職促進のための高卒未就職者等就業体験、若年者の雇用のミスマッチや早期離職防止のためのインターンシップ（就業体験）の推進、新規学卒者やUターン就職希望者に対する企業・求人情報の提供や就職面接会の開催により、若年労働者の県内定着及びUターン就職希望者の就職を促進し、あわせて県内企業の人材確保を図りました。

特に、若年者の高い失業率や不安定な就労状況等を改善するため、平成17年7月に、「ジョブカフェSAGA」（若年者就職支援センター）を開設し、若年者の就職を総合的に支援しています。

さらに、成人訓練センターをはじめとする職業能力開発施設における在職技能労働者に対する在職者訓練の実施及び技能検定の普及による技能向上に

努めるとともに、民間の認定訓練校の運営に対し助成を行ったほか、就業を希望する女性への技術指導や就業に関する相談・あっせんの実施、シルバー人材センター連合会、障害者雇用促進協会、高年齢者雇用開発協会、職業能力開発協会に対して助成等を行うことにより、雇用の安定、促進を図りました。

〈4〉 農林水産業費

この経費は、本県の基礎産業である農業、林業及び水産業の振興と食料の供給地域としての体制整備を図るため、生産基盤の整備、構造の改善、設備の近代化などの諸事業の実施に要する経費で、決算額は、457億6,182万円（構成比10.7%）であり、前年度に比べ19億9,997万円減少（伸び率△4.2%）しています。

減少した主な理由は、流通・加工システム整備事業費、県営中山間地域総合整備事業費、森林環境等整備事業費の減少などです。

農林水産業費の項目別の内訳は、第15表のとおりです。

第 15 表 農林水産業費の内訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
農 業 費	9,029,967	8,837,839	192,128	102.2
畜 産 業 費	1,271,936	1,448,145	△176,209	87.8
農 地 費	25,449,733	25,665,873	△216,140	99.2
林 業 費	6,399,272	7,958,071	△1,558,799	80.4
水 産 業 費	3,610,907	3,851,855	△240,948	93.7
計	45,761,815	47,761,783	△1,999,968	95.8

〔さが農業・農村ふれあい運動の展開〕

平成13年度から17年度までの5か年間、

- 深めよう！農業・農村への理解
- 高めよう！県産農産物への愛着
- 強めよう！都市と農村との連携

の3つの推進目標を柱に、「県民とともに発展する農業・農村の実現」を目指し、農業関係者をはじめ、消費者団体や食品・流通関係団体、教育関係機関等が一体となって「さが農業・農村ふれあい運動」を展開しました。

平成17年度は、県民の佐賀農業・農村への理解を促進するため、インターネット会員を募集し、会員限定の掲示板による情報の受発信や会員に対してメールマガジンの配信を行うとともに、農業者や消費者などが自主的・継続的に実践する「食と農ふれあい交流隊」を11グループ選定し、交流隊による多彩な“ふれあい”活動に対し助成しました。

また、運動の最終年度に当たり、運動期間中の“ふれあい”活動を紹介するため、「さが農業・農村ふれあい運動記念大会」を開催するとともに、活動事例をとりまとめた「さが農業・農村ふれあい運動実績集」を作成・配付しました。

〔米・麦・大豆振興対策〕

水田農業の担い手の減少や米価の下落など、最近の水田農業を取り巻く情勢に対処し、米・麦・大豆を組み合わせた収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、生産者、関係機関・団体が一体となって、平成13年度から「さが21水田農業パワーアップ運動」を展開しています。

平成17年度は

○安全・安心な米・麦・大豆づくりや地域ブランド米の生産拡大を進めるうえで必要となる機械・施設の導入・整備（特色ある米・麦・大豆づくり条件整備事業：佐賀市ほか7市町で実施）

○味を重視した米の生産拡大や水稻の新品種「天使の詩」・「たんぼの夢」の普及拡大のための実証ほの設置・研修会の開催（米・麦・大豆品質向上推進事業：唐津市ほか6市町で実施）

などに対し助成しました。

また、水稻や麦の生産の省力化及び品質の向上を図るため、競争力強化生産総合対策事業により、多久市ほか6市町において、無人ヘリコプターや色彩選別機の導入に対し助成しました。

〔野菜振興対策〕

野菜については、環境保全型農業の取組拡大を図るため、人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業により、佐賀市ほか15市町において、農薬等の生産履歴のデータを管理するためのシステムの導入や、栽培用ハウス施設、循環扇、蒸気土壌消毒機等の整備に対し助成しました。

さらに、本県の野菜農業を担うプロ農業者を育成するため、プロ園芸農業

者育成対策事業により、佐賀市ほか13市町において、栽培用ハウス施設や、いちごの高設栽培施設等の整備に対し助成しました。

また、国内・外にわたる産地間競争に打ち勝つことができる体質の強い野菜産地づくりを進めるため、野菜集団産地育成事業により、神崎市や鹿島市において、アスパラガス生産の省力化と有利販売を目的とした集出荷貯蔵施設の整備に対し助成するとともに、ねぎなどの輸入が急増している野菜の生産体制を強化するため、輸入急増農産物対応特別対策事業により、唐津市や白石町など4市町において、小ねぎの皮はぎ機やたまねぎの移植機等の導入に対し助成しました。

このほか、野菜生産農家の経営安定を図るため、価格が低落した野菜の生産者に対し、価格差補給金を交付する野菜価格安定対策事業の資金造成に対し助成しました。

〔果樹振興対策〕

果樹については、環境保全型農業の取組み拡大を図るため、人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業により、伊万里市ほか9市町において、栽培用ハウス施設の整備、循環扇の導入等の実施に対し助成しました。

さらに、本県の果樹農業を担うプロ農業者を育成するため、プロ園芸農業者育成対策事業により、唐津市ほか5市町において、栽培用ハウス施設の整備、排熱活用機の導入や低コストな園地改良等の実施に対し助成しました。

また、本県果樹農業の振興を図るため、10年後を目標として具体的な振興方針を定めた「佐賀県果樹農業振興計画」を策定しました。

〔花き振興対策〕

花きについては、環境保全型農業の取組み拡大を図るため、人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業により、鹿島市において、蒸気土壤消毒機の導入に対し助成しました。

さらに、花き園芸農業を担うプロ農業者を育成するため、プロ園芸農業者育成対策事業により、佐賀市ほか3市町において、栽培用ハウス施設や養液土耕栽培装置等の整備に対し助成しました。

このほか、県産花きの消費拡大を推進するため、「さがの花」ふれあいフェアの開催を支援するとともに、小学生を対象とした花の教室を開催しまし

た。

〔特産作物振興対策〕

茶については、より安全・安心な茶の生産拡大と環境にやさしい農業の推進を図るため、人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業により、唐津市ほか5市町において、省力施肥機の導入や防霜施設等の整備に対し助成しました。

さらに、茶の生産を担う意欲ある茶栽培農家を育成するため、プロ園芸農業者育成対策事業により、唐津市、嬉野市において、茶乗用摘採機の導入や防霜施設の整備に対し助成しました。

葉たばこについては、省力化や生産の安定を図るため、プロ園芸農業者育成対策事業により、唐津市において、省力防除機等の導入に対し助成しました。

〔畜産振興対策〕

「収益性の高い魅力ある畜産経営づくり」実現に向けた「新世紀さが畜産確立運動」を展開し、特に、「佐賀牛」の振興のため、「さが畜産自給力強化対策事業」に取り組み、肉用牛の繁殖・飼養施設の整備や粗飼料の収穫機械等の導入に対し助成しました。

また、「耕畜連携・資源循環型農業推進事業」に取り組み、良質たい肥生産用機械・施設の整備やたい肥の散布用機械の導入に対し助成し、耕種農家と畜産農家の連携による資源循環型農業の推進を図りました。

一方、家畜衛生対策としては、家畜伝染病や慢性疾病防止のための家畜防疫対策事業等を実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対策の徹底と正確な情報の提供、さらには、24カ月齢以上の死亡牛すべてについてのBSE検査を行い、BSEの浸潤状況の把握に努めました。

経営安定対策としては、肉用子牛などの価格安定対策に必要な基金造成への助成、経営診断事業の実施や長期低利資金の融資等を通じ、畜産物の価格安定や畜産経営の安定に努めました。

〔農産物流通対策〕

産地間競争が激化する中で、県内で生産される農林水産物や物産等の多種

多様な県産品を消費のシーン（機会）に“つなげ”ていくため、「総合マーケティング戦略」に基づき、流通業界の専門家からのアドバイスを反映させながら各事業の効果的な実施を図りました。

具体的な県産農産物の消費拡大と販路拡大においては、さが特選ブランドを中心とした県産農産物のイメージアップを図る「ひろげよう“さかの味”推進事業」や、消費者の安全で安心な農産物へのニーズに対応するため「有機農産物等販路拡大事業」などを実施しました。

また、海外からの農産物攻勢に対して佐賀農業を「攻め」の姿勢に転じさせるため、「農産物等海外市場開拓推進事業」を実施しました。

県産農産物の流通の実態に即した商品づくりと銘柄確立に資するため、特に首都圏や関西圏といった大都市圏における流通情報の収集や産地情報の発信を行う「県産品流通情報整備事業」を実施しました。さらに、学校給食への県産農産物の利用を推進し、次代を担う児童・生徒の地域農業に対する理解醸成及び県産農産物の需要拡大を図るため、学校給食の食材費の一部を補助する「学校給食『ふるさとの食の日』支援事業」を実施しました。

〔農業金融〕

農業経営の近代化や資本装備の高度化に積極的に取り組む農業者等に対し、機械の導入や施設整備等に必要な資金の円滑な融通を図るための農業近代化資金利子補給事業を実施しました。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者に対し、その計画の達成に必要な資金を融通する農業経営基盤強化資金の利子助成事業を実施しました。

〔農協合併の推進〕

農協組織を統合し経済事業改革を実現することにより、農業生産コストの低減、農産物の有利販売、営農指導の強化など組合員サービスの向上を図るため取り組まれている、平成19年4月の県域JAの実現のため、合併推進協議会に積極的に参加し、指導・助言を行うとともに、推進協議会が取り組む組合員の合意形成活動を支援する「さがJA県域合併推進事業」を実施しました。

〔中山間地域の振興〕

中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し、水源のかん養、洪水防止など農地の多面的機能を発揮させるため、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払制度」に取り組みました。

〔農業農村整備〕

担い手の減少や米政策改革への対応など農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応し、農業の振興と農村の活性化を図っていくために、地域水田農業の担い手づくりを促進するための「生産基盤の整備」、既存施設の機能を良好に保全するための「維持管理・更新」、優良農地の保全、県民の生活・財産を保全するための「防災保全」、そして豊かな自然環境や美しい景観などの地域資源を活かした定住空間を創出する「農村環境の整備」を柱として、各種施策を展開しました。

生産基盤の整備としては、農業用水の安定供給を目的とする筑後川下流及び白石平野における国営かんがい排水事業を進めるとともに、平坦地域では生産性の向上や農用地の高度利用のための条件整備を行う経営体育成基盤整備事業や地域水田農業支援緊急整備事業を実施し、中山間地域では畑地帯総合整備事業及び中山間地域総合整備事業等によりかんがい施設や農道の整備などを実施しました。

維持管理・更新としては、土地改良施設の有する農業生産面での機能のみならず、防災や環境保全などの多面的機能を適正に発揮していくための国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業を実施しました。

また、多様な担い手の育成を支援するため、国の制度の活用とあわせた県独自の土地改良事業負担金総合償還対策により、農家の土地改良負担金を軽減するなど、総合的な対策を行いました。

防災保全としては、有明海沿岸地域において災害を未然に防止するために国営総合農地防災事業を進めるとともに、県営地盤沈下対策事業やクリーク防災機能保全対策事業を実施し、また、ぜい弱化している海岸堤防の補強・改修を行う海岸保全施設整備事業や、土砂災害や老朽化したため池の決壊等から人命・財産を守るために地すべり対策事業及びため池等整備事業を実施

しました。特に、これまで県営事業として実施してきた海岸保全施設整備事業福富地区については、事業規模が大きく整備が遅れていることから、平成18年度から国の直轄事業として実施されることとなりました。

農村環境の整備としては、農産物流通の合理化や生活の利便性を確保するための農道整備事業や、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るための農業集落排水事業を重点的に実施しました。また、生活の利便性・快適性の向上を図るために、道路や水路などの整備を行う農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を実施するとともに、棚田の有する公益的機能を維持保全するために、畦畔や作業道等の保全整備を行う里地棚田保全整備事業を実施しました。

〔森林・林業・木材産業対策〕

木材の生産や水源のかん養など、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるため、平成16年2月に策定した「新しい佐賀の^{もり}森林づくりビジョン」の「環境を育む^{もり}森林づくり」、「県民協働」、「森林資源の持続的利用」の3つの基本方向に基づき、各種取組みを積極的に推進しました。

「環境を育む^{もり}森林づくり」については、水源のかん養や県土の保全など、多面的機能の発揮を重視した多様な森林づくりを進めるため、10年間で5万haの間伐等の森林整備と100万本の広葉樹の植栽を目標とした「こだまの^{もり}森林づくり」に取り組み、間伐等推進3ヶ年対策に基づく造林事業や治山事業などによる間伐などの森林整備や広葉樹の植栽を行いました。

また、県独自に森林の多面的機能が高いにもかかわらず荒廃の恐れのある森林等として選定した「環境林」のうち4箇所について、整備計画の策定に取り組みました。

「県民協働」については、人・川・海をつなぐ^{もり}森林づくり推進事業や緑を愛する子ども育成事業等により、森林体験ツアーや緑のふれあいイベント等を開催するなど、森林に対する県民意識の醸成を図りました。

また、平坦地の緑化倍増を目指した「緑の県土づくり事業」により、現状課題を整理しながら、企業やCSO（市民社会組織）等と協働して緑化活動が実践できる方針書作成等に取り組みました。

さらに、「さかの樹認証制度体制整備事業」により、生態系を保全しながら

ら、県内苗木生産者の育成を図るため、県内産苗木を証明する管理・追跡制度の構築に取り組みました。

担い手対策では、森林組合や林業事業体を対象とした林業作業士育成研修、林業後継者の組織する林研グループの活動支援等を実施するとともに、金融対策として、素材生産・製品流通の合理化の推進に必要な資金の円滑な融通を図るため、融資実行金融機関に対し、木材産業等高度化推進資金の預託を行いました。

「森林資源の持続的利用」については、県産木材の需要拡大を図るため、市町村に対して地区の「公共施設・公共工事県産木材利用推進委員会」への参加を呼びかけ、公共事業における県産木材利用の促進を図るとともに、木との語り推進事業による木材需要拡大の普及啓発や、地域材利用学校関連施設整備事業による遊具など学校関連施設の木造化の推進等を実施しました。

また、天然乾燥木材「さかの木」の供給に対して助成しました。

〔水産業振興対策〕

水産業の振興対策については、漁業資源の減少、魚価の低迷、就業者の高齢化の進行や後継者の減少等厳しい情勢の中にあって、水産資源の維持・増大と安定的な漁業生産の確保、また、漁業の近代化による漁家経営の安定向上を図り、漁村地域を活性化させることが重要な課題です。

また、有明海では、近年、ノリ養殖生産の不安定化や貝類資源の減少がみられており、生産の安定化と回復を図ることが重要な課題であります。

このため、水産業においては「つくり育て、管理する漁業の推進」、「漁業経営の安定と担い手の育成」、「水産物流通・加工体制の整備と消費の拡大」、「多面的な魅力を持った漁村づくり」を重点目標に掲げ、各種事業に取り組みました。

栽培漁業の振興としては、玄海においては、回遊性魚類の資源の増大を図るため、回遊性資源増大パイロット事業により、マダイ・ヒラメの中間育成・種苗放流を行うとともに、(社)佐賀県玄海栽培漁業協会に管理を委託している県の玄海地区種苗量産施設に加温装置を整備し、アワビ、バフンウニの生産の安定を図りました。有明海においては、クルマエビの資源回復を図るため、有明海沿岸4県共同で実施する有明海クルマエビ4県共同放流事

業により、クルマエビの種苗放流を行いました。また、ノリ養殖の安定化と貝類資源の回復を図るため、有明海漁場環境緊急総合調査を実施するとともに、特産貝類種苗生産技術開発試験等を実施しました。

資源管理型漁業の振興としては、玄海においては、国が策定し実践中のトラフグ資源回復計画の効果を把握するために、また、有明海においては、国が現在検討しているガザミ資源回復計画を作成するために必要な調査、協議等を行いました。

養殖業の振興としては、玄海においては、商品価値の高いイシダイを対象として養殖技術を開発する新魚種開発試験を実施するとともに、有明海においては、高品質で耐病性の強い優秀なノリ品種を開発するため、新品種作出技術開発事業を実施し、また、生産コストの低減、労働負担の軽減、環境問題の解消等を目的としたノリ養殖の協業化を推進するため、漁業経営構造改善事業を実施しました。

内水面漁業の振興については、主要河川にアユ、ヤマメ等の種苗放流事業を行い、資源の維持と増大に努め、内水面漁業の振興を図りました。

沿岸漁場の整備開発については、玄海地区において、有用魚介類の産卵場、幼稚仔の育成場となる藻場造成事業や漁場機能の回復を図るための漁場環境保全創造事業（海底耕耘・清掃）、小型底曳き網によるゴミ除去を実施しました。また、有明海においては、漁場機能の回復を図るための漁場環境保全創造事業（海底耕耘・清掃）や貝類の食害種であるナルトビエイの駆除を実施しました。

漁業の担い手の育成・確保については、漁村地域のリーダーの育成等を目指し、水産振興研究グループ活動推進事業やIT活用推進事業等を実施しました。

漁業金融対策については、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に必要な資金の円滑な融通を図るため、漁業近代化資金利子補給事業を実施しました。

漁業協同組合の組織及び事業の基盤強化並びに事業の活性化を図るため、有明海地区漁協合併に向けた電算機器整備の助成や、漁業協同組合合併推進協議会への助成を行い、漁協合併を推進しました。

また、鎮西町漁協の県信漁連への信用事業譲渡と漁協経営の安定化に資するため、譲渡不足資金見合の融資に対する利子補給及び保証機関に対する損

失補償を実施しました。

水産物の流通対策については、全国的なノリの価格低迷等の厳しい状況の中、「佐賀のり」のブランド化や消費拡大を図るために、のり商社や百貨店、ホテル等へ高品質な「佐賀のり」の使用や、佐賀産表示の働きかけを行うとともに、ノリ焙炉を使ったPRといった「佐賀のりイメージアップ総合戦略事業」を実施しました。

また、玄海水産物についても、魚価の低迷等の厳しい状況にあることから、佐賀県玄海漁業協同組合連合会に営業販売員を引き続き配置して、高級料亭や高級スーパー等の新たな販路を開拓する「玄海水産物営業戦略強化事業」を実施しました。

さらに、玄海地区における水産物の供給体制を強化するため、唐津港製氷・貯氷施設整備事業を実施しました。

〔漁港整備〕

漁港については、国の漁港漁場整備長期計画（平成14年度～平成18年度）、海岸については、社会資本整備重点計画（平成15年度～平成19年度）に基づき整備を促進し、漁港機能の充実と漁港漁村環境の改善及び県土の保全を図ってきました。

主な事業としては、公共事業として、特定漁港整備事業1港、広域漁港整備事業3港、地域漁港整備事業1港、漁港機能高度化事業1港、漁業集落環境整備事業1港、漁港漁村活性化対策事業1港及び海岸事業1港を実施しました。

また、県単独事業としては、県営漁港小規模事業5港、市町村営漁港小規模事業3港を実施しました。

〈5〉 商 工 費

この経費は、工業、商業等のいわゆる第2次産業及び第3次産業の振興を図ることを主たる目的とした経費で、決算額は177億9,369万円（構成比4.2%）で、前年度に比べ22億1,591万円減少（伸び率△11.1%）しています。

減少した主な理由は、中小企業事業資金貸付金の減少などです。

商工費の項目別の内訳は、第16表のとおりです。

第 16 表 商 工 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
商 業 費	1,601,808	1,681,578	△79,770	95.3
工 鉱 業 費	15,778,721	17,842,455	△2,063,734	88.4
観 光 費	413,162	485,572	△72,410	85.1
計	17,793,691	20,009,605	△2,215,914	88.9

〔中小企業対策〕

近年、国内産業の成熟化や経済のグローバル化、IT化の進展、少子・高齢化の進行、消費者ニーズの多様化、環境への関心の高まりなど、我が国の社会経済は著しく変化し、また、景気についても、一部の業種においては明るい兆しが見られるものの依然として、県内中小企業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

このような中、地域経済の根幹を支える中小企業が、多様で活力ある事業展開に取り組むことができるよう、経営の安定化・強化、新分野・新事業への進出促進、産地や貿易の振興、商業・商店街の振興など、各種施策に取り組みました。

まず、制度金融については、県内の中小企業者が依然として厳しい経営環境にあることを踏まえ、多様な資金ニーズに対応できるよう、既存制度の点

検や見直しを行いました。

平成17年度においては、無担保・第三者保証人不要かつ迅速な審査での融資ができるように、新たに「がんばる企業支援資金」を創設するとともに、佐賀県中小企業再生支援協議会の指導のもとに事業再生に取り組む中小企業者を支援するために、既存の制度金融に「事業再生資金」を追加するなどして、中小企業の金融の円滑化に努めました。

さらに、県内企業の新分野・新事業への進出を促進するため、ベンチャービジネスなどの創造的な中小企業の創出やコミュニティビジネスへの支援を行いました。

加えて、県内中小企業等の販路の開拓を支援するため、県内中小企業等が開発した製品等について、県が試験的に発注し、また使用後は有用性を評価する「トライアル発注事業」を実施し、県内中小企業の育成に努めました。

商業の振興については、商店街の魅力向上、活性化を図るため、ファサード等、景観形成施設の整備等を促進する「がんばる商店街施設整備事業」や、空き店舗を活用した不足業種の誘致等に取り組む商店街組合等を支援する「商店街空き店舗活用事業」を実施し、魅力ある商店街づくりに努めました。

さらに、エスプラッツを核とした佐賀市中心市街地のまちづくりを推進するため、専任の職員を配置する佐賀商工会議所を支援し、中心市街地の活性化に努めました。

〔工業の振興〕

技術力向上対策については、工業技術の高度化を推進し、県内企業の振興・発展を図るため、産・学・官の提携により「さがフロンティア開拓共創プロジェクト事業」を実施したほか、「たくましい佐賀企業づくり支援事業」において、中小企業や事業協同組合が行う研究開発に対し経費の一部を助成することにより、中小企業等における新製品・新技術の研究開発を促進しました。

企業誘致については、多様かつ魅力ある雇用機会の創出により、若者等の定着促進や、県内企業の取引拡大、本県工業の高度化など、地域経済の活性化を図るため、「佐賀県企業誘致戦略」を策定し、企業立地促進特区制度の

創設や積極的かつ効果的な企業訪問等による立地勧奨等を行った結果、佐賀市への自動車照明器製造企業の立地をはじめ、県全体で16件の進出を見ました。

〔観光の振興〕

観光の振興については、2007年からはじまる「団塊の世代」の大量退職や各年代層で見られる「家族回帰」の現象等による家族旅行の増加に着目し、民間人材を活用し、親・子・孫の三世代旅行の適地づくりを推進していくため、「ファミリーツーリズム推進事業」に着手しました。

また、社団法人佐賀県観光連盟を中心として、市町村や民間団体等と一体になって旅行商品造成や受入体制の整備を推進する「観光さが魅力アップキャンペーン」のほか、各種事業を支援し、本県への観光客誘致を推進しました。

広域連携による観光振興については、九州各県と民間が共同で設立した「九州観光推進機構」と連携しながら、国内の大都市圏等や海外（東アジア）からの観光客誘致を推進しました。

また、「観光地づくり支援事業」を実施し、市町村が実施する観光基盤の整備等に対し助成を行うことにより、県内各地での魅力ある観光地づくりを推進しました。

〔物産の振興〕

物産の振興については、県内で佐賀県特産品商談会の開催や首都圏で開催される全国見本市に佐賀県ブースを設置することで、県内事業者が百貨店や商社等と商談する機会を提供したり、県内事業者が新たに取り組もうとする販路開拓活動に対する支援（補助）を行うことなどを通じて、県物産の販路開拓を促進する「県産品市場開拓事業」を実施しました。

また、首都圏と関西圏の高級なスーパーに県産品の販売活動と情報発信の場を確保することで、県産品の認知度及び地位を高めるとともに、そこでの定番商品としての取扱を目指す「県産品販売コーナー設置事業」を実施しました。

その他に、県産原料100%の品質の優れた製品を認定することにより、消費者の県産品に対する信頼の増大と認定品の流通を促進するために「佐賀県原産地呼称管理制度」を酒類（純米酒、本格焼酎）で実施し、認定及び広報事業を行うとともに、県産品の販路拡大のリード役とでも言うべき県の看板商品候補を選定し、総合的な支援を行う「県産品ブランド化支援事業」を実施しました。

〔貿易の振興〕

貿易の振興については、社団法人佐賀県貿易協会や日本貿易振興機構等と連携して、窓口相談、専門家による個別相談、各種貿易投資セミナーや国際ビジネスマン養成講座等を実施しました。

また、アジア各地域の現地情報の収集・提供、それら地域への県産品の販路拡大を図るため、中国、韓国、台湾に「佐賀県海外委託駐在員」を設置するとともに、留学生を活用して県内企業の貿易関係業務等の支援を行う「国際貿易留学生活用事業」を実施しました。

〈6〉 土 木 費

この経費は、道路、港湾、住宅等の産業及び生活の基盤を整備するとともに、河川、海岸等の国土の保全に要する経費で、決算額は、約698億5,451万円（構成比16.4%）であり、前年度に比べ約83億1,367万円減少（伸び率△10.6%）しています。

減少した主な理由は、緊急地方道路整備事業費、河川局部改築事業費、広域河川改修事業費、橋りょう整備事業費、街路整備事業費の減少などです。

土木費の項目別内訳は、第17表のとおりです。

第 17 表

土 木 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
土 木 管 理 費	1,069,207	1,008,169	61,038	106.1
道 路 橋 り ょう 費	34,985,449	39,971,742	△4,986,293	87.5
河 川 海 岸 費	21,903,057	24,259,444	△2,356,387	90.3
港 湾 費	2,782,974	2,818,667	△35,693	98.7
都 市 計 画 費	7,104,629	8,073,671	△969,042	88.0
住 宅 費	2,009,192	2,036,486	△27,294	98.7
計	69,854,508	78,168,179	△8,313,671	89.4

〔道 路〕

道路の整備については、これまで新道路整備5箇年計画（平成10年度から平成14年度）に基づいて整備を行ってきましたが、平成15年度から国の社会資本整備計画及び佐賀県・中長期道路整備計画に基づき、限られた予算の中で事業効果が早期発現できるよう推進しています。

主な事業としては、公共事業として、国道7路線（16か所）・地方道2路線（2か

所)の道路改良事業、道路特殊改良事業、特定交通安全施設等整備事業等を実施しました。

また、単独事業としては、地域において早急に対応しなければならない道路について、補助事業との組み合わせにより事業効果を発揮し、住民の生活の向上や地域振興に資するため、地方特定道路整備事業(37か所)を実施しました。また、地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを推進していくための道路整備として、地域振興特別道路整備事業(25か所)を実施しました。さらに、地域の生活関連道路等、補助事業を補完する道路整備として道路改築事業(32ヶ所)のほか、舗装新築事業(4ヶ所)、交通安全施設事業(59ヶ所)等を実施しました。

また、地方道路整備交付金事業(38ヶ所)を実施し、うち市道2路線(2か所)において過疎地域振興対策及び山村振興対策の一環として、市町村道の一部を県において代行整備しました。

県内道路の平成17年4月1日現在の改良率及び舗装率は、次のとおりです。

種 別	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
一般国道 (指定区間)	212,631	100.0	100.0
” (指定区間外)	381,944	87.2	87.0
主 要 地 方 道	545,752	68.9	73.8
一 般 県 道	714,813	53.2	53.6
計	1,855,160	70.2	71.8

※ 改良率は、幅員5.5m以上を改良済とし、舗装率は、簡易舗装を除く。
一般国道(指定区間)には、西九州自動車道(国道497号)を含む。

〔都市計画〕

公共事業については、街路整備事業で武雄温泉駅付近の鉄道高架を実施しました。

また、良好な市街地整備のため、兵庫北地区において土地区画整理事業を実施しました。

さらに、都市住民の休息、運動等総合的な利用に供するため、引き続き佐賀城公園及び森林公園の整備を進め、平成13年4月21日に第1期開園した吉野

ヶ里歴史公園についても、全面開園に向けて国営公園と一体となって整備促進を図りました。

単独事業については、公共事業による整備との関連効果を考慮し、佐賀市の佐賀大和線をはじめ、10路線11か所で地方道路交付金事業を、佐賀市の今津線をはじめ、6路線6か所で地方特定街路整備事業を実施しました。

また、市町村の土地区画整理事業と一体となって県道整備を図るため、武雄北部地区をはじめ3地区に、県費補助（公共団体土地区画整理事業費補助）を行いました。

〔港 湾〕

重要港湾については、唐津港において壱岐とを結ぶフェリーふ頭整備を、伊万里港では大型船舶入港の安全性確保のために航路・泊地の浚渫を進めました。

また、地方港湾の呼子港、星賀港等では利用船舶の安全性及び利便性向上のための港湾諸施設の整備を進めました。

更に、呼子港において、高潮、津波等の被害を防除するため海岸保全事業を実施しました。

〔住 宅〕

住宅政策のうち県営住宅については、鍋島団地（佐賀市）において、74戸のバリアフリー化等のリフォーム工事を実施しました。

また、高木団地（佐賀市）においても、平成15年度に着手したエレベーター設置工事及び92戸のリフォーム工事を実施しました。

さらに、光団地（佐賀市）においては、県産木材をふんだんに使用した木造県営住宅8戸の建設工事を実施しました。

また、木造住宅振興のための協議会が行う事業やまちづくり活動支援事業として7団体、市町村が行う住環境整備（住宅地区改良事業）1地区に、県費補助を行いました。

〔河川海岸〕

公共事業については、河川改修事業、低地対策河川事業、砂防事業、地すべり対策事業及び河川災害復旧事業等を実施し、治水対策の向上を図りました。

河川改修にあたっては、田手川、町田川を始めとする29河川にて生物の多様な生息生育環境を保全、創出する「多自然型川づくり」を基本として実施しています。

また、県民協働の川づくりとして、伊万里川など6河川において「水辺空間創出事業」を実施してしました。

さらに、土砂災害防止のため、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を実施しました。

〔ダ ム〕

洪水調節や水道用水の供給などを目的として、中木庭ダム(鹿島市)及び井手口川ダム(伊万里市)の建設を推進するとともに猿川ダム(有田町)の実施計画調査及び不動ダム(嬉野町)の予備調査を実施しました。

また、嘉瀬川ダム事業や佐賀導水事業などが国の事業として進めました。

〈7〉 警 察 費

この経費は、個人の権利と自由を保護し、安全で安心な県民生活を確保するために要する経費で、決算額は、222億7,801万円（構成比5.2%）であり、前年に比べ8億7,772万円減少（伸び率△3.8%）しています。

警察費の項目別の内訳は、第18表のとおりです。

世界的な脅威となったテロ事件の対策に万全を期すため、原発等の重要施設に対する警戒警備を強化したほか、重要事件等の犯罪抑止及び検挙対策に必要な資機材を整備しました。

交通安全対策として、多発する高齢者の交通事故を減少させるため、引き続き、高齢者に対する交通安全教育を推進するとともに、高齢者世帯訪問による個別・具体的な交通安全指導を実施しました。

また、県民からの取締り要望が強い暴走族につきましては、「佐賀県警察暴走族壊滅対策本部」を継続し、効果的に資機材を活用するなど、徹底した検挙、取締りを実施しました。

さらに、少子高齢化社会及び国際化に対処するため、バリアフリー機能を付加した信号機等を整備するとともに、交通流を積極的に管理する新交通管制システム（UTMS）の構築を進め、安全で円滑な道路交通環境の整備を図りました。

警察施設については、県民応接の向上と執務環境の改善を図るため、計画に基づき交番、駐在所を整備しました。

第 18 表 警 察 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
警察管理費	20,581,402	21,193,399	△611,997	97.1
警察活動費	1,696,607	1,962,327	△265,720	86.5
計	22,278,009	23,155,726	△877,717	96.2

〈8〉 教 育 費

この経費は、学校教育、社会教育、保健体育その他教育全般に要する経費で、決算額は、972億5,590万円（構成比22.8%）であり、前年度に比べ27億5,286万円増加（伸び率2.9%）しています。

増加した主な理由は、新設中高一貫校建設事業費及び全国高等学校総合体育大会施設設備整備費の増加などです。

教育費の項目別の内訳は、第19表のとおりです。

第 19 表 教 育 費 の 内 訳 (単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	17年度 A	16年度 B	A－B	A／B
教育総務費	12,669,361	14,359,472	△1,690,111	88.2
小学校費	29,323,013	28,939,889	383,124	101.3
中学校費	17,821,112	17,850,414	△29,302	99.8
高等学校費	23,656,594	20,959,156	2,697,438	112.9
特殊学校費	7,859,803	7,349,611	510,192	106.9
社会教育費	3,206,711	3,539,707	△332,996	90.6
保健体育費	2,719,309	1,504,793	1,214,516	180.7
計	97,255,903	94,503,042	2,752,861	102.9

〔学校教育施設の整備〕

県立学校の校舎等の耐震補強計画を策定するため、平成17年度に59棟の校舎等の耐震診断を実施し、平成17年度までに、耐震診断の対象となる158棟全ての耐震診断が完了しました。

また、平成19年9月に新東唐津駅土地区画整理事業地内へ移転改築する唐津東中学校・唐津東高等学校については、基本・実施設計、建設用地の取得を、平成19年4月に開校する香楠中学校・鳥栖高等学校及び武雄青陵中学校・武雄高等学校については、基本・実施設計を完了し、平成18年度に校舎等の建設工事などに着手できるようになりました。

さらに、平成19年4月に嬉野市塩田町に開校予定の新設養護学校について、校舎等の建設工事に着手して工事を進めてきた結果、平成18年度内に事業を完了する目処を立てることができるようになりました。

アスベストの除去工事については、生徒等が日常利用する場所でアスベストが直接天井に吹き付けてある3校について除去を完了しました。

〔学校教育の充実〕

児童生徒の学力向上を図るため、チームティーチング講師の配置を行い、国の加配と合わせて全小中学校でチームティーチングや少人数授業など、きめ細かな指導を実施しました。平成17年度から、小学校低学年（1・2年生）では、将来の基盤となる基本的な生活習慣・学習習慣をしっかりと身につけるため、生活集団と学習集団を固定化した学級の小規模化やチームティーチングによるきめ細やかな指導のための環境整備等を行いました。中学校1年の英語・数学については少人数授業やチームティーチングによる個に応じた指導を拡充するための環境整備等を行いました。

また、児童生徒の学習状況を把握するために、公立小中学校を抽出して学習状況調査を実施しました。

さらに、各学校がよりよい学校づくりをめざし学校評価を実施し、教育の質を高めるために、県が作成した「学校評価の手引き」を基に、学校評価の課題等について全小中高校の校長を対象とした研修会を実施し、学校評価の推進に取り組みました。

一方、児童生徒の豊かな心の育成を図るため、ふれあい道德教育などを行うことにより心の教育を推進するとともに、県内の全ての公立学校で児童生徒や保護者がスクールカウンセラー等の専門家による教育相談が受けられる体制の整備、生徒指導上の諸問題を抱えている5中学校への講師の配置及び児童生徒非行防止等対策委員会の開催など、不登校対策をはじめとする生徒指導体制の充実強化を図りました。

また、生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、「実社会をたくましく生き抜く力」を育成し、活力ある学校づくりを推進するハイスクールプランニング21事業を実施しました。

さらに、個性を重視した進路指導充実のために、中学生の高等学校体験入学、「ハイスクールインフォメーション」の発行等を行いました。

国際化・情報化社会に対応するため、教員海外派遣、ALT（外国語指導助手）の配置等を実施するとともに、コンピュータを活用した教育の充実を図りました。

また、小学校における英語活動を推進するために、地方分権研究会のプロジェクトで開発したカリキュラムや教材を、学校が活用できるよう推進モデル校を指定し、教員への研修を実施しました。

小・中学校などに在籍する、発達障害児への適切な支援を行うため、小・中・高等学校の管理職を含む全ての教職員を対象にした発達障害の理解に関する研修や、発達障害児への支援について各学校で中心的な役割を担う教員を養成するため、特別支援教育コーディネーター養成研修を実施しました。

さらに、発達障害の専門家等を各学校に派遣し、児童生徒一人一人の状態に応じた支援に関し指導・助言を行うなどして、各学校の支援体制の充実を図りました。

人権・同和教育の充実のために、各種人権・同和教育研修会、研究大会、講座等の開催、人権教育資料の作成、佐賀県人権・同和教育研究協議会への補助を行うとともに、高等学校等進学奨励事業、市町人権・同和教育事業補助を行いました。

教職員の資質の向上を図るため、初任者研修、教職経験者研修、若手教員基礎研修を実施し、さらに、国内や海外への派遣等を行いました。

指導力不足教員については、厳格に対応しました。

〔生涯学習の総合的推進〕

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、県立生涯学習センターや県内の市町村、生涯学習関連機関・団体、大学、民間カルチャーセンター等が実施している講座等を総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を提供するシステム「県民カレッジ夢パレットさが」の充実のため、カレッジへの参加機関、参加講座及び入学者の増加に努めました。

また、県民への生涯学習情報の提供を充実させるため、これらの生涯学習情報を収集し、インターネットで提供する生涯学習情報提供・施設利用システムを稼動しました。

さらに、生涯学習の普及啓発を図るため、生涯学習月間（10月）を設け、県、市町村及び生涯学習関連機関等の連携のもと、この期間中に、生涯学習